資料№1-1-1

国民体育大会開催基準要項(改定版)

1 総　　則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目　　的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性　　格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名　　称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

3)第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。

(2)「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第○回国民体育大会冬季大会○○競技会

2) 本大会

第○回国民体育大会○○競技会

(3) 第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

~~(3)~~(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回　　数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主　　催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本 大 会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本 大 会:11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」（56 頁）に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典（総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式）及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」（57 頁）に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」（59 頁）に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」（15 頁）に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」（23 頁）及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）により実施することができる。

11 表　　彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。

(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

(1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。

(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都　道　府　県　名
東	北海道	北海道
	東　北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関　東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東　海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近　畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中　国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四　国	香川、徳島、愛媛、高知
	九　州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

(1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・~~(~~スポーツ~~)~~協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。

(2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の 6 年前の年までとする。

(3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第 6 項で定める。

(4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

(1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。

(2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の 5 年前の年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までとする。

(3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第 7 項で定める。

(4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

(1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 5 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を内定する。

(2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 3 年前の年の 9 月末

日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

1) 国民体育大会マーク(図形)
2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
7) 競技別シルエット(図形)
8) 大会に関するマスコット(キャラクター)

(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。

(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。

(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68 頁)によるものとする。

1) 大会参加章
2) 記念章
3) 各種印刷物
   ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、
   ④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
4) 看板等
   ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
5) ホームページ
6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

(1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。

1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。

2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。

3) 都道府県体協等は、市町村の体育~~(~~・スポーツ~~)~~協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。

(2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。

1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。

2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。

3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

(1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。

(2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。

(3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。

(4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。

(5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。

(6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

(1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。

(2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。

(3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式　開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式　成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
（第 78 回大会以降は、「国スポ旗引継」）
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

(4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第 8 項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

(1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
~~(3)~~(4) 第 78 回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

(1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長　文部科学大臣

会　　長　日本スポーツ協会会長

副 会 長　日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育（スポーツ）協会会長

顧　　問　日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長

参　　与　スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官（地域振興担当）、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育（スポーツ）協会副会長・顧問・参与

委 員 長　日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長

副委員長　日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長

総務委員　日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育（スポーツ）協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育（スポーツ）主管課長

委　　員　日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長　会場地市町村長

会　　長　全国を統轄する競技団体会長

副 会 長　全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育（スポーツ）協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長

顧　　問　全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長

参　　与　会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者

委 員 長　全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者

副委員長　会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者

委　　員　全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

(1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。

(2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項

(3) 実行委員会には、事務局を設ける。

(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 (第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語) ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

(1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。

(2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。

(3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。

(4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。

(5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。

(7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。

(2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。

(3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。

(4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。

(5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

(1) 招待状は、主催者が発行する。

(2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。

(3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

(1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。

(2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。

(3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

(1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

(2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。

(5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

(1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

(2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

(3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

(4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

(5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

(1) 入場券は、主催者が発行する。

(2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。

(3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。

(4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿　　舎

(1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。

(2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

(3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。

(4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 ㎡(2 畳)以上とする。

(5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。

(6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会に

おいて決定する。
(7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交　　通

(1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
(2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記　　録

(1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
(2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82 頁)に基づき行うものとする。

38 報　　道

(1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
(2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
(3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 ~~国民~~スポーツ推進事業への協力

(1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進する~~国民~~スポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
(2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

(1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
(2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

(1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
(2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

(1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。

(2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。

(3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ･ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ･ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

(1)本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

(2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附　　則〉

(1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。

(2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

(3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和 30 年　12 月　4 日第　1 次改定
昭和 32 年　10 月　25 日第　2 次改定
昭和 37 年　3 月　1 日第　3 次改定
昭和 41 年　3 月　29 日第　4 次改定
昭和 48 年　7 月　10 日第　5 次改定
昭和 51 年　6 月　2 日第　6 次改定
昭和 52 年　7 月　13 日第　7 次改定
昭和 54 年　5 月　9 日第　8 次改定
昭和 55 年　1 月　23 日第　9 次改定
昭和 55 年　9 月　9 日第　10 次改定
昭和 58 年　12 月　7 日第　11 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)
昭和 63 年　7 月　13 日第　12 次改定
昭和 63 年　8 月　24 日第　13 次改定
平成 元年　8 月　15 日第　14 次改定
平成 5 年　6 月　8 日第　15 次改定
平成 5 年　6 月　29 日第　16 次改定
平成 6 年　5 月　10 日第　17 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)
平成 6 年　7 月　5 日第　18 次改定
平成 10 年　6 月　17 日第　19 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)
平成 11 年　6 月　16 日第　20 次改定
平成 11 年　9 月　7 日第　21 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)
平成 13 年　1 月　6 日第　22 次改定
平成 13 年　3 月　14 日第　23 次改定
平成 14 年　7 月　2 日第　24 次改定
平成 15 年　4 月　25 日第　25 次改定
平成 15 年　8 月　19 日第　26 次改定
平成 17 年　6 月　16 日第　27 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)
平成 17 年　12 月　22 日第　28 次改定
(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)
平成 18 年　3 月　9 日第　29 次改定
(7項(5)は第 63 回大会から適用)
平成 19 年　3 月　7 日第　30 次改定
平成 19 年　7 月　1 日第　31 次改定
平成 20 年　12 月　17 日第　32 次改定
平成 22 年　3 月　17 日第　33 次改定
(改定内容は第 70 回大会から適用)
平成 22 年　6 月　18 日第　34 次改定
平成 22 年　12 月　16 日第　35 次改定
(39 項は第 69 回本大会から適用)
平成 23 年　3 月　25 日第　36 次改定
平成 23 年　4 月　1 日第　37 次改定
平成 23 年　6 月　24 日第　38 次改定
平成 23 年　8 月　25 日第　39 次改定
平成 23 年　12 月　15 日第　40 次改定
平成 24 年　6 月　21 日第　41 次改定
平成 24 年　12 月　20 日第　42 次改定
平成 25 年　3 月　7 日第　43 次改定
平成 25 年　6 月　21 日第　44 次改定
平成 25 年　12 月　12 日第　45 次改定
平成 26 年　3 月　13 日第　46 次改定
平成 27 年　3 月　12 日第　47 次改定
平成 27 年　12 月　10 日第　48 次改定
平成 29 年　3 月　8 日第　49 次改定
平成 29 年　4 月　3 日第　50 次改定
平成 29 年　8 月　25 日第　51 次改定
平成 30 年　4 月　1 日第　52 次改定
平成 30 年　8 月　30 日第　53 次改定

資料No.1-1-1 参考

国民体育大会開催基準要項（対比表）

2018/8/30

現行	改定後
１ 総　　則 国民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。	
２ 目　　的 大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。	
３ 性　　格 大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。	
４ 名　　称 ⑴　大会の正式名称は次のとおりとする。 １）国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。） ２）国民体育大会（以下「本大会」という。） ⑵　「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。 １）冬季大会 第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会 ２）本大会 第〇回国民体育大会〇〇競技会	**４ 名　　称** ⑴ １） ２） ３）　第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。 ⑵ １） ２） ⑶　第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。 １）略称は、「国スポ」（こくすぽ）とする。

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。	2）英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。 (4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。
５ 回　　数 大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。	**５ 回　　数** 第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。
６ 主　　催 大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下、「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。	
７ 開催の基本方針 (1) 大会の開催方法 1）大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。 2）大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。 3）本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第 1 項の要領により開催することができる。 (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期 1）大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。 ① 冬季大会：12 月～2 月末日 ② 本　大　会：9 月中旬～10 月中旬 ［注］公開競技については、当該大会開催年度 4 月 1 日以降、本大会会期	

内まで 2）大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。 ① 冬季大会：5日間以内 ② 本　大　会：11日間以内 3）大会の会期は開催 3 年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。 4）競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。 5）開催県内では、大会の開催期間中及びその 1 週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。 ⑶ 大会の実施競技及び参加人員 1）大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。 2）大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。 ⑷ 大会の会場地及び競技施設 1）開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。 2）大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第 2 項で定める施設基準による。 3）開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。 ⑸ 大会の文化プログラム 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定	

める「文化プログラム実施基準」（56 頁）に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典（総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式）及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」（57 頁）に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ･ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」（59 頁）に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」（15頁）に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野

球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23 頁) 及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁) により実施することができる。

11 表　彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁) 及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁) により授与する。

(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

(1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。

(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都　道　府　県　名
東	北海道	北海道
	東　北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関　東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東　海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近　畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中　国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四　国	香川、徳島、愛媛、高知
	九　州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

(1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育(スポーツ)協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。

(2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の 6 年前の年までとする。

(3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第 6 項で定める。

(4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

(1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委

員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。 ⑵ 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の 5 年前の年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までとする。 ⑶ 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第 7 項で定める。 ⑷ 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。	
15 大会開催地の内定及び決定 ⑴ 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 5 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を内定する。 ⑵ 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 3 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を決定する。	
16 大会開催の可否決定 大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、大会を中止するものとする。	
17 大会の標章 ⑴ 大会の標章は、次のとおりとする。 １）国民体育大会マーク（図形） ２）国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（図形） ３）「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの	**17 大会の標章** ⑴ １） ２） ３）

	4）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
4）「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（愛称等）	5）
	6）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語（愛称等）
5）競技別シルエット（図形）	6）
6）大会に関するマスコット（キャラクター）	7）
(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（愛称等）を制定することができる。	(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」（第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」）を含む結合語又は造語（愛称等）を制定することができる。
(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。	(3)
(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」（65 頁）によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。	(4)
(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」（68 頁）によるものとする。	(5)
1） 大会参加章	
2） 記念章	
3） 各種印刷物	
①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、	
④その他印刷物（ガイドブック、リーフレット、名刺等）	
4） 看板等	
①看板類（各種看板、大会告示塔等）、②横断幕	

５）ホームページ
６）その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

⑴ 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
１）都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
２）都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
３）都道府県体協等は、市町村の体育（スポーツ）協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
４）参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。

⑵ 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
１）ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
２）競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
３）競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

⑴ 本要項第８項（1）、（3）に定める参加者には、大会参加章（以下「参加章」という。）が与えられる。

⑵ 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。

(3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。 (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。 (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。 (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。	
20 大会の式典 【本大会】 (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。 (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。 (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。 総合開会式　開会宣言 国旗掲揚 大会旗･日本スポーツ協会旗･実施競技団体旗掲揚 開催県旗･参加都道府県旗･会場地旗掲揚 天皇杯･皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火	**20 大会の式典** 【本大会】 (1) (2) (3)

選手代表宣誓 総合閉会式　成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ スポーツ庁長官あいさつ 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納 国旗降納 炬火納火 国体旗引継 次期開催県旗掲揚 閉会宣言 (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。 (5) 競技会終了後の表彰式は細則第８項により実施することができる。 【冬季大会】 冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。	国体旗引継 （第 78 回大会以降は、「国スポ旗引継」）
21　国体旗引継ぎ及び保管 (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。 (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。 (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。	**21　国体旗引継ぎ及び保管** (1) (2) (3) (4)　第 78 回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

(1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。

(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

(1) 大会役員は､概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育（スポーツ）協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官（地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育（スポーツ）協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育（スポーツ）協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育（スポーツ）主管課長

委員　日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上 ⑵ 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。 名誉会長　会場地市町村長 会長　全国を統轄する競技団体会長 副会長　全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育（スポーツ）協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長 顧問　全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長 参与　会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者 委員長　全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者 副委員長　会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者 委員　全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者 ⑶　大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。	

24　総務委員会 (1)　総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。 (2)　総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。	
25　開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会 (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。	**25　開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会** (1)
(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。 ①名称　②目的　③組織　④役員　⑤管掌内容　⑥経理方法　⑦その他必要な事項	(2)
(3) 実行委員会には、事務局を設ける。	(3)
(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認なければならない。 ①競技施設の計画　②大会役員及び競技会役員編成基準　③中央競技役員数及び所要経費基準　④ポスター図案　⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク　⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語　⑦報道に関する事項　⑧記録映画等製作に関する事項　⑨宿泊、交通及び医療要項　⑩集団演技の内容　⑪その他必要な事項	(4)　開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。 ①競技施設の計画　②大会役員及び競技会役員編成基準　③中央競技役員数及び所要経費基準　④ポスター図案　⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク　⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）　⑦報道に関する事項　⑧記録映画等製作に関する事項　⑨宿泊、交通及び医療要項　⑩集団演技の内容　⑪その他必要な事項
(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。 ①大会開催に関する予算及び決算　②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員　④大会に関するマスコット　⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項　⑦大会の諸会議日程　⑧その他必要な事項	(5)

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の 6 ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の 12 月 31 日までに日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第 9 項で定める。

27 参加申込み

(1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。

(2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。

(3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。

(4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。

(5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。

(7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。

(2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。

(3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。

(4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
(5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

(1) 招待状は、主催者が発行する。
(2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
(3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

(1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
(2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
(3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1)総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2)競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

(1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1)本大会

① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2)冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3)上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

⑵ 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

⑶ 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

⑷ 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。

⑸ 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

⑴ 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

⑵ 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

⑶ 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

⑷ 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

⑸ 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

⑴ 入場券は、主催者が発行する。

⑵ 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。

⑶ 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。

⑷ 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿　　舎

⑴ 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。

⑵ 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

⑶ 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。

⑷ 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 ㎡（2 畳）以上とする。

⑸ 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。

⑹ 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。

36 交　　通

⑴ 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。

⑵ 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記　　録 (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。 (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」（82 頁）に基づき行うものとする。 **38 報　　道** (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（ＮＨＫ）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。 (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定による (3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。 **39 国民スポーツ推進事業への協力** (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進する国民スポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。 (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。 **40 企業協賛** (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。 (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（79 頁）に基づくものとする。	**39 スポーツ推進事業への協力** (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

⑴ 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。

⑵ 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79頁) に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

⑴ 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。

⑵ 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。

⑶ 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ･ミーティング開催への協力

開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

⑴本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

(2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。 **45 要項の改廃** 本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。 **〈附　則〉** 1） 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。 2） 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定 昭和 30 年　12 月　4 日第 1 次改定 昭和 32 年　10 月　25 日第 2 次改定 昭和 37 年　3 月　1 日第 3 次改定 昭和 41 年　3 月　29 日第 4 次改定 昭和 48 年　7 月　10 日第 5 次改定 昭和 51 年　6 月　2 日第 6 次改定 昭和 52 年　7 月　13 日第 7 次改定 昭和 54 年　5 月　9 日第 8 次改定 昭和 55 年　1 月　23 日第 9 次改定 昭和 55 年　9 月　9 日第 10 次改定 昭和 58 年　12 月　7 日第 11 次改定 (8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行) 昭和 63 年　7 月　13 日第 12 次改定 昭和 63 年　8 月　24 日第 13 次改定 平成 元年　8 月　15 日第 14 次改定	**〈附　則〉** 1） 2） 3）第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

平成 5 年　　6 月　　8 日第　　15 次改定 平成 5 年　　6 月　　29 日第　　16 次改定 平成 6 年　　5 月　　10 日第　　17 次改定 (9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用) 平成 6 年　　7 月　　5 日第　　18 次改定 平成 10 年　　6 月　　17 日第　　19 次改定 (8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用) 平成 11 年　　6 月　　16 日第　　20 次改定 平成 11 年　　9 月　　7 日第　　21 次改定 (29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行) 平成 13 年　　1 月　　6 日第　　22 次改定 平成 13 年　　3 月　　14 日第　　23 次改定 平成 14 年　　7 月　　2 日第　　24 次改定 平成 15 年　　4 月　　25 日第　　25 次改定 平成 15 年　　8 月　　19 日第　　26 次改定 平成 17 年　　6 月　　16 日第　　27 次改定 (改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する) 平成 17 年　　12 月　　22 日第　　28 次改定 (10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用) 平成 18 年　　3 月　　9 日第　　29 次改定 (7項(5)は第 63 回大会から適用) 平成 19 年　　3 月　　7 日第　　30 次改定 平成 19 年　　7 月　　1 日第　　31 次改定 平成 20 年　　12 月　　17 日第　　32 次改定 平成 22 年　　3 月　　17 日第　　33 次改定 (改定内容は第 70 回大会から適用)	

平成 22 年	6 月	18 日第	34 次改定
平成 22 年	12 月	16 日第	35 次改定
（39 項は第 69 回本大会から適用）			
平成 23 年	3 月	25 日第	36 次改定
平成 23 年	4 月	1 日第	37 次改定
平成 23 年	6 月	24 日第	38 次改定
平成 23 年	8 月	25 日第	39 次改定
平成 23 年	12 月	15 日第	40 次改定
平成 24 年	6 月	21 日第	41 次改定
平成 24 年	12 月	20 日第	42 次改定
平成 25 年	3 月	7 日第	43 次改定
平成 25 年	6 月	21 日第	44 次改定
平成 25 年	12 月	12 日第	45 次改定
平成 26 年	3 月	13 日第	46 次改定
平成 27 年	3 月	12 日第	47 次改定
平成 27 年	12 月	10 日第	48 次改定
平成 29 年	3 月	8 日第	49 次改定
平成 29 年	4 月	3 日第	50 次改定
平成 29 年	8 月	25 日第	51 次改定
平成 30 年	4 月	1 日第	52 次改定

平成 30 年	8 月	30 日第	53 次改定

資料№1-1-2

国民体育大会開催基準要項細則（改定版）

1　国民体育大会開催基準要項（以下「本則」という。）第 7 項第 1 号の 3（開催地が複数の都道府県にまたがる場合）

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2　本則第 7 項第 4 号の 2（施設基準）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

（国民体育大会施設基準:42 頁参照）

3　本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）

（1）大会及びブロック大会

1）参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i)　「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。

ii)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学 3 年生）に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i)　少年種別年齢域にあった時点において前号（ii）に該当していた者であること。

ii)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

［注］上記（iii）－ ii ）について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

［注］i)及びii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(50頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)

［注］52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(51頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

［注］i)からiii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOCエリートアカデミーに在籍する者(52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき~~く、~~当該競技団体が定める公認資格を保有している~~有する~~者とする。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと (50頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

［注］52頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地

(iii) 勤務地

(iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

(a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

[少年種別]

(a) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

(b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

(2) 都道府県大会

1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育~~(~~・スポーツ~~)~~協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。

2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。

3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。

(i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。

(ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、

ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、
ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

［冬季大会］

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技（4 競技）

［本大会］

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2）公開競技（4 競技）

［本大会］

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3）デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4）特別競技

［本大会］

高等学校野球

（2）第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1）正式競技（41 競技）

① 毎年実施競技（39 競技）

［本大会］

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、
フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、
なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

［冬季大会］

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技（2 競技）

［本大会］

銃剣道、クレー射撃

2）公開競技（5 競技）

［本大会］

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3）デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4）特別競技

［本大会］

高等学校野球

（3）第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1）正式競技（41 競技）

① 毎年実施競技（39 競技）

［本大会］

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、
自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、
ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、
ゴルフ、トライアスロン

［冬季大会］
スキー、スケート、アイスホッケー
② 隔年実施競技（2 競技）
［本大会］
ボクシング、クレー射撃
2）公開競技（7 競技）
［本大会］
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック
3）デモンストレーションスポーツ
開催県が希望する競技
4）特別競技
［本大会］
高等学校野球

（4） 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

（1） 総合表彰（都道府県）における総合成績決定方法

1）各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

2）各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。

3）その他業務上必要な事項は別に定める。

（2） 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1）競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	―――	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

［注］ 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2）参加得点(84 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大

会の参加をもって得点を与える。

② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様　式

開　催　要　望　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。

年　　月　　日

都道府県体育(スポーツ)協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様　式

開　催　申　請　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を○○県において開催いたしたく、ここに申請します。

年　　月　　日

都道府県体育(スポーツ)協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 ㎡(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

・成績発表
・表彰状授与
・大会会長トロフィー授与
・競技会会長閉会のあいさつ
・会場地代表歓送のことば
・国旗降納

・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

① 開催の趣旨　② 実施競技　③ 会期及び会場　④ 競技方法
⑤ 参加資格　⑥ 表彰の方法　⑦ 参加申込方法
⑧ 宿泊申込方法　⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表
3) 各競技実施要項
4) 天皇杯・皇后杯授与規程
5) 大会会長トロフィー授与規程
6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
7) 開催県体育・~~(~~スポーツ~~)~~協会加盟団体一覧表
8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

1) 期日
2) 会場
3) 種別(種目)及び参加人員
4) 競技上の規程及び方法
5) 予選方法
6) 参加資格等
7) 成績採点方法
8) 表彰の方法
9) 参加申込方法
10) 参加上の注意
11) その他

10 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
2) 大会役員
3) 天皇杯・皇后杯授与規程
4) 参加人員一覧表
5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
6) 各競技の日程及び組合せ
7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
3) 大会役員
4) 競技会役員
5) 競技役員、係員及び補助員

6）天皇杯・皇后杯授与規程
7）大会会長トロフィー授与規程
8）表彰式次第
9）会場図
10）競技日程
11）競技の見方
12）組合せ
13）都道府県別参加人員
14）その他必要な事項
（注）6）、7）は、正式競技のみ記載する。

11 本則第 42 項第 1 号（国民体育大会参加者傷害補償制度の運営）

（1）大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
（2）制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
（3）制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
（4）都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

〈 附　則 〉

（1）本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
3－(1) ①オ(ア)
3－(1) ②ウ“大学を除く”
5－(1) ①②
（2）本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
4、7－(1)(2)及び附則(1)
（3）本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
（4）本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
（5）本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
（6）本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
（7）本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
6－(2)－⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
（8）本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
11－(1)（国民スポーツ振興事業）
（9）本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
（10）本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
第 3 項(1)②のエ(　)書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
第 4 項（各季大会の実施競技及び各競技の参加人員）は、細則補足説明記載の日より施行する。
（11）本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。

第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。

同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。

(12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。

第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。

(13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。

(14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。

第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。

第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。

第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。

(15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。

第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。

(16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。

(17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。

(18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。

第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。

(19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。

第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。

第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。

(23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。

(24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。

第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。

第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。

第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。

(25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)

(26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。

第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。

第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。

(27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会

より施行する。
(28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
(29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
(30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
(31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
(32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
(33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。
(34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。
(35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
(36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
(37) 本細則第 3 項(1)1)①(ⅱ)、(ⅲ)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
(38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- 「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
- 「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」

(39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。
(40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
- サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
- その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
- 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。
- バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。

(41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、
以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、
セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、
フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技

(42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施

行する。
(44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
(47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
(49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。

(50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
(54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25日)、施行する。
(55) 本細則第 3 項第 1 号－1)－③－(ii)－iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
(56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
(57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
(58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
(59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
(60) 本細則第 3 項第 1 号－1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。

(61) 本細則第 3 項第 1 号－1)－③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
(62) 本細則第 4 項の水泳競技（競泳・飛込）及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
(63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
(64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
(65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定（「国民体育大会における実施競技について〈平成 20 年 8 月 27 日制定〉」）し、第 70 回大会より施行する。
(66) 本細則第 1 項第 1 号－1)－①－(ⅱ)及び同(ⅲ)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
(67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
(68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。
(69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
(71) 本細則第 3 項第 1 号－1)の①－(ⅲ)－ⅱ)及び②、⑦－(ⅰ)、本細則第 3 項第 1 号－2)－[注]、本細則第 3 項第 2 号－1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号－1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
(72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
(75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)－①－(ⅱ)－ⅱ)及び(ⅲ)、2)－[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
(77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)－①及び⑦－(i)、2)、2)－②、2)－[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。
(79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
(80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。
(81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70

回大会より施行する。
(82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。
(83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
(84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。
(85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。
(86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。
(87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。
(88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。
(89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
(90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
(91) 本細則第 3 項(1)1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70 回本大会より施行する。
(92) 本細則第 5 項第 3 号については、日本アンチ･ドーピング規程(2015 年 1 月 1 日版) の発効に伴い、平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。
(93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
(94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
(95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。
(96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については、平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。
(97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。
(98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。
(99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。
(100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 78 回大会より施行する。

資料No.1-1-2 参考

国民体育大会開催基準要項細則（対比表）

2018/8/30

現行	改定後
1　国民体育大会開催基準要項（以下「本則」という。）第７項第１号の３（開催地が複数の都道府県にまたがる場合） 　総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。 **2　本則第７項第４号の２（施設基準）** 　大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。 　なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。 （国民体育大会施設基準：42 頁参照） **3　本則第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等）** （1）　大会及びブロック大会 1）参加資格 ①　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。 (i)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む） (ii)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i)　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、	

大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学 3 年生)に該当していること。 (iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。 ［注］上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。 ② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。 ③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。 (i) 成年種別 i) 新卒業者 ii) 結婚又は離婚に係る者 ［注］i)及び ii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。 iii) ふるさと選手(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による) ［注］52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。 (ii) 少年種別 i) 新卒業者 ii) 結婚又は離婚に係る者 iii) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)	

［注］ i)から iii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。 iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による) ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。 ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。 ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。 ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。 (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。 (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。 ⑧ 上記のほか、監督については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。	⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格を保有している者とする。
2) 選手の年齢基準及び所属都道府県 選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。 ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。 ① 成年種別 大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいず	

れかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと（50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地

(iii) 勤務地

(iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」（52 頁）に定める小学校の所在地

［注］上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない（「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める）。ただし、次の者は、この限りではない。

［成年種別］

(a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」（54 頁）の対象者

［少年種別］

(a) 一家転住に係る者（51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による）

(b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」（54 頁）の対象者

（2） 都道府県大会

1）都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。

2）各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。

3）当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。

(i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。

(ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

（3） その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第 10 項第 3 号（大会の実施競技及び各競技の参加人員）

（1） 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1）正式競技（41 競技）

① 毎年実施競技（37 競技）

［本大会］

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、
バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、
ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、
馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、
剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、
クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

［冬季大会］

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技（4 競技）

［本大会］

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン 2）公開競技（4 競技） ［本大会］ 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ 3）デモンストレーションスポーツ 開催県が希望する競技 4）特別競技 ［本大会］ 高等学校野球 （2） 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。 1）正式競技（41 競技） ① 毎年実施競技（39 競技） ［本大会］ 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、 バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、 ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、 軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、 弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、 カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、 トライアスロン ［冬季大会］ スキー、スケート、アイスホッケー ② 隔年実施競技（2 競技） ［本大会］ 銃剣道、クレー射撃 2）公開競技（5 競技） ［本大会］ 綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ 3）デモンストレーションスポーツ 開催県が希望する競技 4）特別競技 ［本大会］ 高等学校野球 （3） 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。	

1）正式競技（41 競技）
① 毎年実施競技（39 競技）
［本大会］
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
［冬季大会］
スキー、スケート、アイスホッケー
② 隔年実施競技（2 競技）
［本大会］
ボクシング、クレー射撃
2）公開競技（7 競技）
［本大会］
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
3）デモンストレーションスポーツ
開催県が希望する競技
4）特別競技
［本大会］
高等学校野球

（4） 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

（1） 総合表彰（都道府県）における総合成績決定方法

1）各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

2）各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。

3）その他業務上必要な事項は別に定める。

（2） 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第１位から第８位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1）競技得点

競技得点は、次の２種類とし、第１位から第８位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第３位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	―――	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

［注］「種別」：種別などに与える得点　「種目」：種目などに与える得点

2）参加得点(84 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。

② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

（3） 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によ

るものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開　催　要　望　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[本大会または冬季大会]を○○県において開催いたしたく、ここに要望します。

年　　月　　日

都道府県体育（スポーツ）協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書
2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開　催　要　望　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を○○県において開催いたしたく、ここに要望します。

年　　月　　日

都道府県体育（スポーツ）協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

開　催　申　請　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[本大会または冬季大会]を○○県において開催いたしたく、ここに申請します。

年　　月　　日

都道府県体育（スポーツ）協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

（2） 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1）都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書（又は契約書）を取り交わしておくこと。

2）実施予定競技及びその種類

3）実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4）大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5）予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

開　催　申　請　書

公益財団法人 日本スポーツ協会会長　殿
文　部　科　学　大　臣　　殿

平成○○年の第○○回国民体育大会[本大会または冬季大会]（スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第56号）の施行後の国民スポーツ大会）を○○県において開催いたしたく、ここに申請します。

年　　月　　日

都道府県体育（スポーツ）協会会長名　　印
都　道　府　県　知　事　名　　印
都道府県教育委員会教育長名　　印

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 ㎡(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

・成績発表
・表彰状授与
・大会会長トロフィー授与
・競技会会長閉会のあいさつ
・会場地代表歓送のことば
・国旗降納
・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

① 開催の趣旨　② 実施競技　③ 会期及び会場　④ 競技方法
⑤ 参加資格　⑥ 表彰の方法　⑦ 参加申込方法
⑧ 宿泊申込方法　⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表
3) 各競技実施要項
4) 天皇杯・皇后杯授与規程
5) 大会会長トロフィー授与規程
6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表
8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

1) 期日
2) 会場

3）種別（種目）及び参加人員 4）競技上の規程及び方法 5）予選方法 6）参加資格等 7）成績採点方法 8）表彰の方法 9）参加申込方法 10）参加上の注意 11）その他 **10　本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)** （1） 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。 1）大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば 2）大会役員 3）天皇杯・皇后杯授与規程 4）参加人員一覧表 5）各競技会別会場及び大会日程一覧表 6）各競技の日程及び組合せ 7）その他必要な事項 （2） 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。 1）大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば 2）全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば 3）大会役員 4）競技会役員 5）競技役員、係員及び補助員 6）天皇杯・皇后杯授与規程 7）大会会長トロフィー授与規程 8）表彰式次第	

9）会場図 10）競技日程 11）競技の見方 12）組合せ 13）都道府県別参加人員 14）その他必要な事項 （注）6）、7)は、正式競技のみ記載する。 **11 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)** (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。 (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。 (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。 (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。 **〈 附 則 〉** (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。 3－(1) ①オ(ア) 3－(1) ②ウ“大学を除く” 5－(1) ①② (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。 4、7－(1)(2)及び附則(1) (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。 (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。	

(5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記 (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。 4(軟式庭球をソフトテニスに変更) (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。 6－(2)－⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書) (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。 11－(1) (国民スポーツ振興事業) (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。 (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。 第 3 項(1)②のエ(　)書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。 (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。 第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。 (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。 第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。 (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。 (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。 第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。 第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。 第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。	

(15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。 第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。 (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。 (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。 (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。 第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。 (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。 (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。 (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。 (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。 第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。 第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。 (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。 (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。 第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。 第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。 第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければな	

らない事項）については、本則第23項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。

(25) 本細則第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。（平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定）

(26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。

第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。

第 6 項⑵①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。

(27) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成14年7月2日改定し、第58回大会より施行する。

(28) 本細則第 4 項の競技参加人員（注）4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。

(29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。

(30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。

(31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。

(32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。

(33) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成15年8月19日改定し、第59回大会より施行する。

(34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。

(35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。

(36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。

(37) 本細則第 3 項⑴1)①(ⅱ)、(ⅲ)の「日本国籍を有しない者」の参加資格について

は平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。 (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。 ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」 ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」 (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。 (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。 ・ スケート競技については、第 60 回大会より施行する。 ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。 ・ その他の競技については、第 63 回大会より施行する。 ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。 ・ バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。 (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。 ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技 (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定	

し、第 63 回大会より施行する。 (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。 (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。 (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。 (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7	

日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25日)、施行する。 (55) 本細則第 3 項第 1 号－1)－③－(ii)－iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。 (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。 (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。 (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。 (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。 (60) 本細則第 3 項第 1 号－1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。 (61) 本細則第 3 項第 1 号－1)－③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。 (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。 (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。 第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。 (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65	

回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。 (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について〈平成 20 年 8 月 27 日制定〉」)し、第 70 回大会より施行する。 (66) 本細則第 1 項第 1 号－1)－①－(ⅱ)及び同(ⅲ)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。 (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。 (68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。 (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。 (71) 本細則第 3 項第 1 号－1)の①－(ⅲ)－ⅱ)及び②、⑦－(ⅰ)、本細則第 3 項第 1 号－2)－[注]、本細則第 3 項第 2 号－1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号－1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。 (72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。 (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)－①－(ⅱ)－ⅱ)及び(ⅲ)、2)－[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。	

(77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)－①及び⑦－(i)、2)、2)－②、2)－[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。 (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。 (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。 (81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70 回大会より施行する。 (82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。 (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。 (84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。 (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。 (86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。 (87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。 (88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。 (89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。 (90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。 (91) 本細則第 3 項(1)1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70	

回本大会より施行する。 (92) 本細則第 5 項第 3 号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015 年 1 月 1 日版) の発効に伴い、平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。 (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。 (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。 (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。 (96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。 (97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。 (98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。 (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。	(100)本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 78 回大会より施行する。

資料№1-1-3

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会関係標章の使用に関する規程(改定版)

(趣旨)
第1条　本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。

(定義)
第2条　本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。
(1) 国民体育大会マーク(図形)
(2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
(3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
~~(3)~~(4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
~~(4)~~(5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
(6)　「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
~~(5)~~(7) 競技別シルエット(図形)
~~(6)~~(8) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
~~(7)~~(9) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)
第3条　標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)
第4条　標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
(1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
(2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
(3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
2　本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。
(1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
(2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
(3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える

恐れのあるとき。

（6）使用目的が明らかでないとき。

（7）その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

（営利目的使用の申請）

第5条　営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書（別紙様式2）を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者（以下「国体パートナー」という。）が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第 11 条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

2　本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。

3　前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。

4　標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。

5　本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。

6　第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。

7　本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条　標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。

（2）本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。

（3）標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

（使用の期限）

第7条　承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

（承認内容の変更）

第8条　標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書（別紙様式3）を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

2　本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。

3　本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

（承認内容の取消）

第9条　本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2　本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求

める等適切な措置をとることができる。

3　本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。

4　取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

（非営利目的使用許可権の実行委員会への委任）

第10条　本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

（営利目的使用許可権の実行委員会への委任）

第11条　本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

2　前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書（別紙様式4）を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。

3　委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

（損失補償等の責任）

第12条　本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

（本規程の変更）

第13条　本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

（附則）

1．本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程（平成 19 年 4 月 1 日より施行）を廃止し、平成 23 年 6 月 24 日より施行する。

2．本規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

3．本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定、同日より施行する。

~~3.~~ 4．本規程は、平成 30 年 8 月 30 日から改定、同日より施行する。

資料No.1-1-3-参考

国民体育大会関係標章の使用に関する規程（対比表）

2018/8/30

現行	改定後
（趣旨） 第1条　本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「本会」という。）標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章（以下、「標章」という。）の使用の際に必要となる事項を定めるものである。	
（定義） 第2条　本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。	
（1）国民体育大会マーク（図形）	
（2）国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（図形）	
（3）「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの	
	（4）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
（4）「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語	（5）
	（6）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語（愛称等）
（5）競技別シルエット（図形）	（7）
（6）本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類	（8）
（7）その他（1）乃至（6）に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの	（9）

（標章使用の原則） 第3条　標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。 （非営利目的使用の申請） 第4条　標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合（本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。）を除き、使用申請書（別紙様式1）を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 （1）報道機関が報道目的で使用する場合。 （2）国民体育大会開催決定地（内定地を含む）実行委員会（準備委員会を含む）（以下「実行委員会」という。）及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。 （3）その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。 2　本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。 （1）本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。 （2）本会の求める使用方法に従わないとき。 （3）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。 （4）法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。 （5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。 （6）使用目的が明らかでないとき。 （7）その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。	

（営利目的使用の申請） 第5条　営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書（別紙様式2）を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者（以下「国体パートナー」という。）が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。 2　本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。 3　前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。 4　標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。 5　本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。 6　第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。 7　本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。 （使用上の遵守事項） 第6条　標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。 （2）本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。 （3）標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。	

（使用の期限） 第7条　承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。 （承認内容の変更） 第8条　標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書（別紙様式3）を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。 2　本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。 3　本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。 （承認内容の取消） 第9条　本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。 2　本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。 3　本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。 4　取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。 （非営利目的使用許可権の実行委員会への委任） 第10条　本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。 （営利目的使用許可権の実行委員会への委任） 第11条　本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称	

等に関する承認権限を委任することができるものとする。 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。 (損失補償等の責任) 第12条　本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。 (本規程の変更) 第13条　本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。 (附則) 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成 19 年 4 月 1 日より施行)を廃止し、平成 23 年 6 月 24 日より施行する。 2. 本規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。 3. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定、同日より施行する。	4. 本規程は、平成 30 年 8 月 30 日から改定、同日より施行する。

資料№1-1-4

国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則(改定版)

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)国民体育大会関係標章の使用に関する規程(以下、「国体標章使用規程」という。)第 10 条に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)を本会及び国民体育大会開催決定地(又は内定地)実行委員会(又は準備委員会)(以下、「実行委員会」という。)以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 国民体育大会マーク(図形)

(2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)

(3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの

(4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの

~~(4)~~ (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語

(6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)

~~(5)~~ (7) 競技別シルエット(図形)

~~(6)~~ (8) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類

~~(7)~~ (9) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(委任対象及び申請手続き)

第3条 実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可に関する権限を実行委員会に委任することとする。

3 実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。

(委任期間)

第4条 委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。

(使用許可の範囲)

第5条 実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき

(2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき

(3) 一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき

(4)その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき

2　実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとする。

(1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき

(2)「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき

(3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき

(5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき

(6) 使用目的が明らかでないとき

(7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき

(実行委員会の義務)

第6条　実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。

2　実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。

(不適切な使用に対する排除)

第7条　実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

2　実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

(報告)

第8条　実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。

2　前項に定める報告は、報告書の提出により行う。

3　本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載することとする。

4　第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごとに提出しなければならない。

附　則

1．この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則(平成19年4月1日より施行)を改定し、平成23年6月24日より施行する。

2．この細則は、平成24年6月21日から施行する。

3．この細則は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。

~~3.~~ 4．　この細則は、平成 30 年 8 月 30 日に改定し、同日から施行する。

資料No.1-1-4-参考

国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則（対比表）

2018/8/30

現行	改定後
（目的） 第1条　この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「本会」という。）国民体育大会関係標章の使用に関する規程（以下、「国体標章使用規程」という。）第 10 条に基づき、国民体育大会に関係する標章（以下、「標章」という。）を本会及び国民体育大会開催決定地（又は内定地）実行委員会（又は準備委員会）（以下、「実行委員会」という。）以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。	
（定義） 第2条　この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。 （1）　国民体育大会マーク（図形） （2）　国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（図形） （3）　「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの	（4）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
（4）「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語	（5）
	（6）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語（愛称等）
（5）競技別シルエット（図形）	（7）
（6）本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類	（8）

(7)その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの (委任対象及び申請手続き) 第3条　実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。 2　本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可に関する権限を実行委員会に委任することとする。 3　実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。 (委任期間) 第4条　委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。 (使用許可の範囲) 第5条　実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。 (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき (3) 一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき (4) その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき 2　実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとする。 (1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき (2)「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき	(9)

（3）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき （4）法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき （5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき （6）使用目的が明らかでないとき （7）その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき （実行委員会の義務） 第6条　実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。 2　実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。 （不適切な使用に対する排除） 第7条　実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。 2　実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。 （報告） 第8条　実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。 2　前項に定める報告は、報告書の提出により行う。	

3　本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載することとする。 4　第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごとに提出しなければならない。 附　則 1. この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則（平成19年4月1日より施行）を改定し、平成23年6月24日より施行する。 2. この細則は、平成24年6月21日から施行する。 3. この細則は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。	4. この細則は、平成 30 年 8 月 30 日に改定し、同日から施行する。

資料 No. 1-2

国民体育大会施設基準の変更について
【レスリング競技】

1. 変更内容

【現行】

基準	摘要
規定のマット 4 面を設置することが出来る体育館 1	2 会場に分かれてもよい。

【変更後】

基準	摘要
規定のマット 4 面を設置することが出来る体育館 1	（削除）

2. 変更理由

全種別をマット 4 面が設置できる 1 つの体育館（1 会場）で実施することで、少年種別選手は成年種別選手のウォームアップや試合を見ることができ、これにより相互の競技力向上につながるとともに、2 会場で分けて実施する場合と比較して、競技役員の負担軽減と派遣役員数の減による大会運営・経費負担の軽減になるため。

3. 変更時期

第 74 回国民体育大会（茨城県）

資料No.1-3

国民体育大会・サッカー競技における種別変更について

【導入大会】

年	回	開催地	実施種別				
			成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	女子共通
2018	第73回	福井県	○		○		○
2019	第74回	茨城県	○		○		○
2020	第75回	鹿児島県	○		○		○
2021	第76回	三重県	○		○		○
2022	第77回	栃木県	○	―	○	○	
2023	第78回	佐賀県	―	○	○	○	
2024	第79回	滋賀県	○	―	○	○	
2025	第80回	青森県	―	○	○	○	
2026	第81回	宮崎県	○	―	○	○	

【実施規模】

＜変更前＞

種別	ﾁｰﾑ数	監督	選手	合計
成年男子	16	1	15	256
少年男子	24	1	16	408
女子	16	1	15	256
合計	**56**			**920**

＜変更後＞

種別	ﾁｰﾑ数	監督	選手	合計	
成年男女（隔年で実施）	16	1	15	256	
少年男子	24	1	16	408	
少年女子	16	1	15	256	※
合計	**56**			**920**	

※現行の920名の参加人員数の範囲内で調整するため、選手数を「15名」とする。
※少年女子の対象年齢域は、少年男子同様、U-16とする。

【変更理由】

・成年少年共通の女子種別を成年・少年に分けて実施することにより、女子サッカーの育成・強化が促進されることが見込まれる。
・各年代別指導者の交流が図られ、女子指導者の育成にもつながることが期待できる。

資料No.2-1

第73回国民体育大会(福井県) 実施競技一覧

平成30年8月30日現在

1　正式競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
総合開・閉会式		—	福井市	9.98スタジアム（福井県営陸上競技場）	
陸上競技		全種別	福井市	9.98スタジアム（福井県営陸上競技場）	
水泳	競泳	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園プール	
	水球	少年男子	石川県金沢市	金沢プール	
	飛込	全種別			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男女	若狭町	食見海岸特設会場	
サッカー		全種別	坂井市	テクノポート福井総合公園スタジアム、芝生広場	
				三国運動公園陸上競技場、人工芝グラウンド	
				丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド	
テニス		成年男女	福井市	福井市わかばテニスコート	
		少年男女		福井県営テニス場	
ボート		全種別	美浜町	福井県立久々子湖漕艇場	
ホッケー		全種別	越前町	福井県立ホッケー場	
				越前町営朝日総合運動場	
ボクシング		全種別	福井市	福井県産業会館	
バレーボール	6人制	成年男子	あわら市	あわら市農業者トレーニングセンター	
		成年女子		トリムパークかなづ体育館	
		少年男子	坂井市	丸岡体育館	
		少年女子		三国体育館	
	ビーチバレーボール	男女	小浜市	若狭鯉川シーサイドパーク特設会場	
体操	競技	全種別	鯖江市	サンドーム福井	
	新体操	少年女子			
バスケットボール		成年女子	福井市	福井県営体育館	
		少年男子		福井市体育館	
		成年男子	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	
		少年女子		松岡中学校体育館	
レスリング		全種別	おおい町	おおい町総合運動公園体育館	
セーリング		全種別	高浜町	若狭和田マリーナ特設セーリング会場	
ウエイトリフティング		全種別	小浜市	小浜市民体育館	
ハンドボール		成年男子	福井市	福井県営体育館	
		少年男子		福井市体育館	
		成年女子	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	
		少年女子		北陸電力福井体育館フレア	
自転車	トラック・レース	全種別	福井市	福井競輪場	
	ロード・レース	全種別	大野市	大野市特設ロード・レース・コース	
ソフトテニス		全種別	越前市	武生中央公園庭球場	
		成年男子	福井市	福井市わかばテニスコート	
		少年男子			
卓球		全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
軟式野球		成年男子	敦賀市	敦賀市総合運動公園野球場	
			小浜市	小浜市営野球場	
			越前市	丹南総合公園野球場	
			南越前町	桜橋総合運動公園野球場	
			美浜町	美浜町総合運動公園野球場	
			おおい町	おおい町総合運動公園野球場	
相撲		全種別	大野市	大野市エキサイト広場総合体育施設体育館	
馬術		全種別	静岡県御殿場市	御殿場市馬術・スポーツセンター	

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
フェンシング		全種別	越前市	越前市AW-Iスポーツアリーナ（武生中央公園総合体育館）	
柔道		全種別	福井市	福井県立武道館	
ソフトボール		成年男子	越前市	武生東運動公園ソフトボール場	
		成年女子	永平寺町	松岡総合運動公園 you me パーク	
		少年男子	福井市	福井市きららパーク多目的グラウンド	
		少年女子	敦賀市	敦賀市きらめきスタジアム	
バドミントン		全種別	勝山市	勝山市体育館「ジオアリーナ」	
弓道	近的	全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園弓道場	
	遠的			敦賀市総合運動公園陸上競技場特設遠的弓道場	
ライフル射撃	50m	全種別	福井市	福井県立ライフル射撃場	
	10m・AP				
	BR・BP			福井県立足羽高等学校体育館	
	CP	成年男子		福井県警察学校射撃場	
剣道		全種別	福井市	福井県立武道館	
ラグビーフットボール		全種別	小浜市	小浜市総合運動場陸上競技場・多目的グラウンド	
山岳	リード	全種別	池田町	池田町特設会場	
	ボルダリング				
カヌー	カヌースプリント	全種別	あわら市	北潟湖特設カヌーコース	
	カヌースラローム	全種別	大野市	九頭竜川特設カヌー会場	
	カヌーワイルドウォーター				
アーチェリー		全種別	福井市	福井市スポーツ公園サッカー場（兼ラグビー場）	
空手道		全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
クレー射撃		全種別	勝山市	福井県立クレー射撃場	
なぎなた		全種別	鯖江市	鯖江市総合体育館	
ボウリング		全種別	福井市	スポーツプラザWAVE40	
ゴルフ		成年男子	あわら市	芦原ゴルフクラブ	
		女子		越前カントリークラブ	
		少年男子		福井国際カントリークラブ	
トライアスロン		全種別	高浜町	高浜町特設トライアスロン会場	

37競技	11市8町	63会場

2　公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	―	勝山市	勝山市体育館「ジオアリーナ」	
ゲートボール	―	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
パワーリフティング	―	大野市	越前おおのまちなか交流センター	
グラウンド・ゴルフ	―	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
			三方グラウンド	

4競技	2市1町	4会場

3　特別競技

競技名		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	―	福井市	福井県営野球場	
	軟式	―		福井市スポーツ公園野球場「福井フェニックススタジアム」	

1競技	1市	2会場

4　デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	競技会場	備考
少林寺拳法	福井市	福井県立武道館	
エスキーテニス		福井市南体育館	
スティックリング		福井県営体育館	
ウォーキング	敦賀市	敦賀市金ヶ崎緑地および市内コース	
	勝山市	長尾山総合公園周辺	
ドッジボール	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館	
スポーツチャンバラ	小浜市	小浜市民体育館	
真向法		小浜市まちの駅・旭座	
サイクリング	大野市	大野市特設サイクリングコース	
パラグライダー	勝山市	スキージャム勝山エリア	
一般体操	鯖江市	鯖江市総合体育館	
ラージボール卓球		鯖江市総合体育館	
インディアカ		鯖江市スポーツ交流館	
スポーツ吹矢		鯖江市総合体育館	
カヌーポロ	あわら市	北潟湖カヌーポロ競技場	
3B体操		トリムパークかなづ体育館	
オリエンテーリング		福井県立芦原青年の家	
シルバーソフトバレーボール	越前市	越前市AW-Iスポーツアリーナ（武生中央公園総合体育館）	
武術太極拳		南越中学校体育館	
バウンドテニス	坂井市	三国体育館	
エアロビック		春江中学校体育館	
バトン		坂井中学校体育館	
ディスクゴルフ		坂井市海浜自然公園ディスクゴルフコース	
ドッヂビー		三国体育館	
ミニバスケットボール	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ	
		松岡中学校体育館	
		上志比中学校体育館	
		松岡小学校体育館	
		御陵小学校体育館	
		上志比小学校体育館	
ウッドスポーツ	池田町	池田中学校体育館（池田町民体育館）	会場変更
ソフトバレーボール	南越前町	南条小学校体育館	
		南条中学校体育館	
		南条勤労者体育センター	
マレットゴルフ		レインボーパーク南条	
還暦軟式野球		桜橋総合運動公園野球場	
		南条グラウンド	
6人制ホッケー	越前町	福井県立ホッケー場	
ペタンク		織田中央公園グラウンド	
ボート（ローイングエルゴメーター）	美浜町	美浜町総合運動公園体育館	
キッズトライアスロン	高浜町	若狭和田特設会場	
ビーチラグビー		若狭和田ビーチ	
ママさんバレー	おおい町	おおい町総合運動公園体育館	
ゲートボール	若狭町	若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
グラウンド・ゴルフ		若狭町多目的交流広場「若狭さとうみパーク」	
		三方グラウンド	

36競技	9市8町	39会場

資料 No.2-2

第７３回国民体育大会（福井県）文化プログラムの変更内容について

会場地	事業名	期日 会場	事業内容
福井市	養浩館庭園　庭カフェ	10 月～11 月の平日 養浩館庭園	削除
福井市	第1回ふくいeスポーツ野球大会	10 月 20 日(土) ハピリンホール	eスポーツ野球の福井県一位を決定する。
福井市	セーレンプラネット　第 6 回特別展「月のふしぎ」(仮)	11 月 7 日(水)～31 年 1 月 14 日(月・祝)(予定) セーレンプラネット　多目的室	削除
福井市	歴史散歩「歴史の宝庫清水へ」	11 月 賀茂神社ほか	削除
福井市	ふくい県民総合文化祭ふれあいフェスティバル「生活文化体験＆作家作品展」	12 月 8 日(土)～12 月 9 日(日) ショッピングシティベル　あじさいホール	削除

資料 No.2-2 参考

第７３回国民体育大会実施要項総則の変更について

変更前

2 総則

18 文化プログラム

文化プログラム	会場地
［略］	
養浩館庭園 庭カフェ	
［略］	
秋季特別展「皇室と越前松平家の名宝～明治美術のきらめき～（仮）」関連イベント 宮廷装束着装実演会	
［略］	
セーレンプラネット 第 6 回特別展「月のふしぎ」（仮）	福井市
［略］	
歴史散歩「歴史の宝庫 清水へ」	
［略］	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル「生活文化体験＆作家作品展」	
［略］	

変更後

2 総則

18 文化プログラム

文化プログラム	会場地
［略］	
［削除］	
［略］	
秋季特別展「皇室と越前松平家の名宝～明治美術のきらめき～（仮）」関連イベント 宮廷装束着装実演会	
第1回ふくいeスポーツ野球大会	
［略］	
［削除］	福井市
［略］	
［削除］	
［略］	
［削除］	
［略］	

資料 No.2-3

参加資格違反について

【 事案 ① 】

1. 対 象 者：星加　将吾（ほしか　しょうご）
2. 都道府県：和歌山県
3. 競　　技：空手道競技（成年男子種別・形）・選手
4. 概　　要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会近畿ブロック大会・参加申込

当該選手は、第 73 回大会近畿ブロック大会の参加にあたり、選手として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該選手の参加資格のうち「所属都道府県」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、住民登録（住民票）が所属都道府県としていた「和歌山県」にないことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

〈規程〉「第 73 回国民体育大会実施要項　総則」

第 5 項　「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

（ア）居住地を示す現住所
（イ）勤務地
（ウ）ふるさと

(3) 競技会開始前の処分：

近畿ブロック大会の開始前（競技会前）に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該選手＞

・ 第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び和歌山県体育協会、全日本空手道連盟に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 1)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益社団法人和歌山県体育協会：文書による「注意」処分とする。
2) 公益財団法人全日本空手道連盟：文書による「注意」処分とする。

資料 No.2-3-参考

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第 1 章　総則

第 1 条　規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

(1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）: 国体開催基準要項細則第 3 項に係る違反

(2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）: 公益財団法人日本アンチ･ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第 2 条に定める内容に係る違反

第 2 条　適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育（スポーツ）協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第 5 条、第 8 条、第 11 条に定める内容のほかに、別途処分を課すことができる。

第 2 章　参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第 3 条　参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。

(1) 競技会開始前及び終了後

国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。

(2) 競技会期間中

大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。

2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第 4 条　参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第 3 条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第 5 条に基づき決定する。

第 5 条　参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。
2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。
4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後
1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。
2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。
3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合
当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。
また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前
1) 個人競技
a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
b. 次順位の選手の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加できることとする。
c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。
2) 団体競技
a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。
d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。

b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。

c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。

c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。

d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分とする。

ただし、成績は訂正しないものとする。

第 3 章　ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第 6 条　ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第 7 条　ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第 8 条及び第 10 条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第 8 条に基づき決定する。

第 8 条　ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

(1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第 9 条　暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

第 10 条　国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第 4 章　競技順位等の取り扱い

第 11 条　競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第 5 条の 1 、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
   ⑴　すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
   ⑵　各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
   ⑶　各競技会、男女総合及び女子総合成績の各１位から８位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第 5 章　上訴

第 12 条　上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第 6 章　その他

第 13 条　その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第 14 条　規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する。
   ※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成 19 年 3 月 7 日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 12 月 15 日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第 5 条の 2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成 24 年 3 月 22 日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成 27 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成 28 年 6 月 17 日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成 29 年 12 月 15 日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

１． 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。

(1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。

(2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）

(3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

２． 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。

３． その他

(1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。

(2) 「1大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

① 新卒業者
② 結婚又は離婚に係る者
③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
⑤ JOCエリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。

資料No.3

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

第74回国民体育大会実施要項総則「５参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「日本スポーツ協会」）国民体育大会委員会において決定する。

(注)①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(1)　参加資格		
ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記（本資料6頁から）「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。	
(ア)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」〔以下、「特別永住者」〕を含む）については、日本国籍を有する者と同様に扱う。［1］ ・国体における、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記（※）の通りとする。	［1］「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。
(イ)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者		
a　「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・本号(イ)及び次号(ウ)でいう『「学校教育法」第1条に規定する学校』(以下「第1条校」)とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。	
b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。	・大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 (※)在留資格：考え方 家族滞在：中学3年生 留学：中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者	
(ウ)　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者		
a　少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。	・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できない。［2］	［2］第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。
b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。	・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。［3］	［3］成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。
［注］上記(ウ)bについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。	

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。
A.1　在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
A.2　大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に 1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に 1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3　現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるでしょうか。
A.3　本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1)参加資格		
イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ　第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	・第72回大会とは、2017年に開催された各季大会 →冬季大会（長野県）／本大会(愛媛県) ・第73回大会とは、2018年に開催された各季大会 →冬季大会（山梨県・神奈川県・新潟県）／本大会(福井県)	
(ｱ)　成年種別		
a「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 ［注］当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・第73回大会参加者：2018年度以降（冬季大会は2017年度以降）に卒業した者 第72回大会参加、第73回大会不参加者：2017年度以降（冬季大会は2016年度以降）に卒業した者 ・ここでいう第1条校とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学（大学院を除く）を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 ・「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 ［注］当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・第73回大会参加者：2018年5月1日以降、2019年4月30日まで（冬季大会は2017年5月1日から2018年4月30日まで）に法的手続きを完了した者[4] 第72回大会参加、第73回大会不参加者：2017年5月1日以降、2019年4月30日まで（冬季大会は2016年5月1日から2018年4月30日まで）に手続きを完了した者	［4］　2019年4月30日（冬季大会は2018年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようとも、2019年5月1日（冬季大会は2018年5月1日）以降に法的手続を行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（「国内移動選手の制限」に抵触しない）を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) ［注］別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。［5］ ・左記「注」については、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。［6］	［5］　所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育（スポーツ）協会に確認すること。 ［6］　JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	・後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会の会長（代表者）が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。
つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会協会会長（代表者）に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、
当該都道府県の競技団体又は体育・スポーツ協会へお問合せください。
なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
A.2 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育・スポーツ協会協会へ所定の手続きを行います。
ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。
また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

※　少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(1)参加資格		
(イ)　少年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 ［注］当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第73回大会参加者：2018年度（冬季大会は2017年度）に卒業した者 第72回大会参加、第73回大会不参加者：2017年度以降（冬季大会は2016年度以降）に卒業した者 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。	
b 結婚又は離婚に係る者 ［注］当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第73回大会参加者：2018年5月1日以降、2019年4月30日まで（冬季大会は2017年5月1日から2018年4月30日まで）に法的手続きを完了した者[7] 第72回大会参加、第73回大会不参加者：2017年5月1日以降、2019年4月30日まで（冬季大会は2016年5月1日から2018年4月30日まで）に手続きを完了した者	［7］ 2019年4月30日（冬季大会は2018年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようとも、2019年5月1日（冬季大会は2018年5月1日）以降に法的手続を行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（「国内移動選手の制限」に抵触しない）を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。) ［注］当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	・ 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。［8］ ・ 第73回大会参加者：第73回大会終了後（2018年10月以降、冬季大会は2018年1月又は2月以降）、第74回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第72回大会参加、第73回大会不参加者：第72回大会終了後（2017年10月以降、冬季大会は2017年1月又は2月以降）、第74回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者	［8］ 所定の手続きについては、10頁「別記2『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」1-(3)を参照すること。
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 (別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。［9］ ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない［10］	［9］ JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 ［10］「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。	

Q.1　実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.1　2大会以上の間を置かなければなりません。
　　ただし、(1)参加資格－ウー(ア)もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。

Q.2　2018年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。
A.2　国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」（「新卒業者」）の対象としておりません。

※　成年種別（2頁参照）と共通する内容となります。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(1)参加資格		
エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	・ 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [11] ・ この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] ・ 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民体育大会開催基準要項細則『国民体育大会実施競技及び参加人員』」に基づく。	[11] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。 [12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例:ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)（一部競技を除く）
オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	・ 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 ・ 第74回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。	
カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	・ 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。	
キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア)　都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	・ 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ・ ブロック大会 [13]、[14] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 ・ 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。	[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民体育大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。 [14] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)

Q.1-1　私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？
A.1-1　できません。
　上記(1)参加資格－オ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、
　自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。
　つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)」または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2　第74回冬季大会はスケート競技、第74回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか。
A.1-2　できません。
　上記(1)参加資格－カ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第74回冬季大会及び第74回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
　つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2　ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか。
A.2　できません。
　上記(1)参加資格－カ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.3　ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか。
A.3　できます。
　上記(1)参加資格－エ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。（一部競技を除く）

Q.4　都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。
A.4　原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。
　しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)
　ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.5　予選会の免除があると聞きましたが。
A.5　日本スポーツ協会国民体育大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。
　免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育・スポーツ協会又は当該競技団体にお問合せください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(1)参加資格		
キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(イ)　健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。	・　選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	
(ウ)　ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。[15]	・　選手が監督を兼任する場合も同様に取り扱う。	[15]　2019年4月1日（冬季大会は2018年10月1日）時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2020年3月31日（冬季大会は2019年3月31日）以降であること。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア　成年種別		
(ア)　居住地を示す現住所	・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。［16］、［17］ ・ 2019年4月30日以前（冬季大会は2018年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き この2つの条件を満たしていること。［18］	［16］「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。 ［17］「日常生活」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準」に基づき認定する。 ［18］「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(イ)　勤務地	・ 2019年4月30日以前（冬季大会は2018年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。［19］、［20］	［19］「主たる勤務実態」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準」に基づき認定する。 ［20］「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(ウ)　ふるさと （別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。） ［注］別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。［21］ ・ 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。［22］	［21］所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。 ［22］JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
※　「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	・ 冬季大会については、2018年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
［成年種別］		
a　別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b　別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

Q.1　「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1　A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。

Q.2　私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
A.2　「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。

Q.3　私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
A.3　「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地（会社、事務所等の勤務場所）となります。

Q.4　国体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
A.4　上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1)参加資格－カ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1)参加資格－ウ参照】

Q.5　上記(2)「所属都道府県」－アー(ウ)に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。
A.5　卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
(2)所属都道府県		
イ　少年種別		
(ｱ)　居住地を示す現住所	・ 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23]、[24] ・ 2019年4月30日以前（冬季大会は2018年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き この2つの条件を満たしていること。[25]	[23] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 [24] 「日常生活」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [25] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(ｲ)　「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地 （以下「学校所在地」という。）	・ 2019年4月30日以前（冬季大会は2018年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[26] ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 [27]～[29] (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	[26] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。 [27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） [28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 [29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
(ｳ)　勤務地	・ 2019年4月30日以前（冬季大会は2018年4月30日以前）から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 [30]、[31]	[30] 「主たる勤務実態」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。 [31] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(ｴ)　別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [32] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。[33] ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[34]	[32] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [33] 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。 [34] 左記の解釈は、上記「(1)「参加資格」－ウ－(ｲ)少年種別 a～c 」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
※　「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	・ 冬季大会については、2018年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
［少年種別］		
a　一家転住に係る者		
b　別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	・ 「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。	
c　別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		

Q.1　少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。
A.1　異なりません、同一です。

Q.2　「第1条校の所在地」（「学校所在地」）としての条件を教えてください。
A.2　当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校（第1条校）の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。
(1) 休学中の者 ／ (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 ／ (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者
また、国体における所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。
なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。(10頁【参考】参照)

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア　選手の年齢基準については、下記を原則とする。	・　選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。［35］	［35］2001年4月1日以前（冬季大会は2000年4月1日以前）に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 ・　2001年4月2日以降（冬季大会は2000年4月2日以降）に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。
(ア)　成年種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生まれた者とする。	・　冬季大会については、2000年4月1日以前に生まれた者とする。	
(イ)　少年種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とする。	・　冬季大会については、2000年4月2日から2003年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。	
(ウ)　年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019年4月1日を基準とする。	・　冬季大会については、2018年4月1日を基準とする。 ・　高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 （例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。	・　陸上競技成年女子種別・共通（4×100mリレー）、水泳オープンウォータースイミング男子・女子種別、サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、レスリング女子種別、ウエイトリフティング女子種別、自転車女子種別、ラグビーフットボール女子種別、カヌースラローム及びカヌーワイルドウォーター成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、2001年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
イ　日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者）とする。	・　第74回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 【本大会】 陸上競技、水泳（競泳、飛込、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング）、 サッカー、テニス、体操（競技）、バスケットボール、レスリング※、セーリング、 ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、バドミントン、 ライフル射撃（ビーム・ライフル、ビーム・ピストル）、山岳、カヌー、アーチェリー、 ボウリング、ゴルフ ※2005年1月1日から2005年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 スキー、スケート	
(4)　前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		

Q.1　私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。
A.1　成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。

Q.2　サッカーの男子については、17歳（当該年1月1日現在）を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。
A.2　上記(3)「選手の年齢基準」－アー(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。
つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「2001年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「『JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置』に定める小学校の所在地」）となり、「2001年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」）となります。

Q.3　上記(3)「選手の年齢基準」－イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。
A.3　できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。

Q.4　上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、
どこへ問合せをしたらよいでしょうか。
A.4　詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア　居住地を示す現住所 イ　勤務地 ウ　ふるさと	・ 本制度は、監督として参加する者(ただし、選手を兼任する者は除く)には適用されない。 ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」－アー(ア)(本大会：2001年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2000年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。	・ 「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。 ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者	
(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。	・ 「永住者」（「特別永住者」を含む）については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 ・ 「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者については、2019年4月30日（冬季大会は2018年4月30日）以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。［36］	［36］「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2019年10月8日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。
(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。［37］	［37］所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。	・ 前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。	
(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※　ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。
A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。

Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。
A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。

Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるでしょうか。
A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。

Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。
A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。

Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。
A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。（上記(1)参加資格－ウー(ア)成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）

Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。
A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。
なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）

Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。
A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例 1　以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)(国内移動選手の制限)）に抵触しないものとする。		
(1)　この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。	・　ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-アー(イ)(本大会：2001年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：2000年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。	
(2)　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。 ア　親の転勤による一家の転居 イ　親の結婚、離婚による一家の転居 ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居		
(3)　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。 ア　本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会（以下、「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。 イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。	・　ここでいう「転居元」とは、転住前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 ・　ここでいう「転居先」とは、転住後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。	
2　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。		
(1)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。 ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合 イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合 ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合		
(2)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。 ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

Q.1　一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。
A.1　適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。

Q.2　上記1－(2)－イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。
A.2　別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居（都道府県の移動）については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。

Q.3　上記1－(2)－ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
A.3　やむを得ない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】 ◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)
「学校教育法」
第1条
この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
第134条
第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。
第32条
小学校の修業年限は、6年とする。
第47条
中学校の修業年限は、3年とする。
第56条
高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。
「学校教育法施行規則」
第1条（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）
学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項［国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）］及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。		
(1)　対象者		
ア　少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。［38］ ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していなくてはならない。	［38］JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
イ　成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。	
(2)　少年種別年齢域の選手の所属都道府県 (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	・ ここでいう「少年種別」とは上記(3)「選手の年齢基準」−アー(イ)(本大会：2001年4月2日以降に生まれた者、冬季大会：2000年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。［39］	［39］左記の解釈・説明は、上記「(1)参加資格−ウ−(イ)少年種別 a～c 」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
(3)　成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」ーアー(ア)(本大会：2001年4月1日以前に生まれた者、冬季大会：2000年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。［40］	［40］所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(4)　国内移動選手の制限に係る例外適用 (1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。 ［注］(1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国体にはどの都道府県から参加できるのでしょうか。
A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」（アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地）が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。
詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。		
1　特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。		
(1)　第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者	・　オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。[41]	[41]　本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
(2)　2019年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア　JOCオリンピック強化指定選手 イ　各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者 ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。	・　冬季大会については、2018年10月31日時点とする。 ・　(イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。[42]	[42]　本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。
2　特例の内容		
(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。	・　都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育（スポーツ）協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。[43]	[43]　都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。
(2) 資格要件（日数要件の緩和） 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。	・　下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地	
ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること	・　冬季大会については、2018年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。		
イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。		
(ア) 2019年4月30日以前から大会終了時(2019年10月8日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。	・　冬季大会については、2018年4月30日以前から各競技会終了時までとする。	
(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。		
3　国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。	・　第72回又は第73回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第72回又は第73回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	

Q.1　特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？
A.1　海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。
ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高校所在地から出場することは可能です。

Q.2　「勤務地」を所属都道府県として選択して出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。
（A県にはほとんど行っていません。）
この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？
A.2　ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。
詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】		
1　特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。		
2　特例の内容		
(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア　以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。		
(ア) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。	・冬季大会については、2018年4月30日以前とする。 ・「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[44]	[44]　「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第72回及び第73回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。	・第72回大会とは、2017年に開催された各季大会 →冬季大会（長野県）／本大会（愛媛県） ・第73回大会とは、2018年に開催された各季大会 →冬季大会（山梨県・神奈川県・新潟県）／本大会（福井県）	
(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。	・「居住（居住地を示す現住所）」、「勤務（勤務地）」、「第1条校に在籍（学校所在地）」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。	
(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。	・「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[45] ・冬季大会については、2018年4月30日以降とする。	[45]　「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。
[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。		

Q.1　震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国体には出場できますか？
A.1　特例対象県から出場することが可能です。
また、避難先において「(2)所属都道府県」における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。

Q.2　第72回大会に特例対象県のA県から出場しており、第73回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、第74回大会はどこの県から出場できますか？
A.2　第74回大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。

第74回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2018年8月30日）

項　　目	解 釈・説 明	備 考 、補 足
2　特例の内容		
(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第74回大会に参加した者が、第75回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 ＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合		
(3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2011～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。	・ 左記要件以外については、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。	

Q.1　2011年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍（1年生）していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2013年3月に卒業しました。
その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？
A.1　はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

資料 No.3 参考 1

第 74 回国民体育大会（茨城県）実施要項総則（抜粋）

５　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 74 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【　公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　http://www.japan-sports.or.jp/　】

(1)　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ｱ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(ｲ)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「８　参加申込方法」で定めた参加申込締切時に１年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学３年生）に該当していること。

(ｳ)　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において前号(ｲ)に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］上記(ｳ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第 72 回又は第 73 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 72 回又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ｱ)　成年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(ｲ)　少年種別

ａ　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

ｂ　結婚又は離婚に係る者

ｃ　一家転住に係る者（別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

［注］ａからｃは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

ｄ　JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

ｅ　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ｱ)　都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(ｲ)　健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ｳ)　ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2)　所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

(ｱ)　居住地を示す現住所

(ｲ)　勤務地

(ｳ)　ふるさと（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ　少年種別

(ｱ)　居住地を示す現住所

(ｲ)　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ｳ)　勤務地

(ｴ)　別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※　「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019 年 4 月 30 日以前から本大会終了時（2019 年 10 月 8 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

ａ　別記４「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
ｂ　別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］
ａ　一家転住に係る者
ｂ　別記４「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
ｃ　別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3)　選手の年齢基準

ア　選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ｱ)　成年種別に参加する者は、2001 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

(ｲ)　少年種別に参加する者は、2001 年 4 月 2 日から 2004 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。

(ｳ)　年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2019 年 4 月 1 日を基準とする。

イ　日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学３年生（2004 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。

(4)　前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1)　成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア　居住地を示す現住所
イ　勤務地
ウ　ふるさと

(2)「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。

(3)　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4)「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(5)「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(6)　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

(7)　参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参

加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

１　以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(1)　この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2)　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3)　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において､参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1)　転居した時点において､以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2)　転居した時点において､以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等)〕及び別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1)　対象者

ア　少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ　成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2)　少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について､「居住地を示す現住

所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3)　成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4)　国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

［注］(1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記４【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

１　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1)　第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者

(2)　2019年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア　JOCオリンピック強化指定選手

イ　各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手

※　強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

２　特例の内容

(1)　予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2)　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

a　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d　当該住居に主要な家財道具が存すること

(ｲ)　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　2019年4月30日以前から大会終了時（2019年10月8日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で､当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(ｲ)　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③のとおりとする。

別記５【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2　特例の内容

(1)　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　以下の選手及び監督は､「居住地を示す現住所」､「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」､「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ｱ)　2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

(ｲ)　災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」､「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2)　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 72 回及び第 73 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ｱ)　2011 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

(ｲ)　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2019 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会に参加した者が、第 75 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

(3)　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

①　卒業中学校または卒業高等学校の所在地

②　災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011 年度～2012 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

資料No.3 参考 2

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1.「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、当該大会開催年 4 月 30 日以前から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の 4 月 30 日以前から 10 月 31 日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

① 各種競技大会に参加していた日数※1

② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数※2

③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数

(2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。

① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること

② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2.「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

① 各種競技大会に参加していた日数※1

② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数※2

(2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実態があること。

① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数

② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労

働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数※3に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

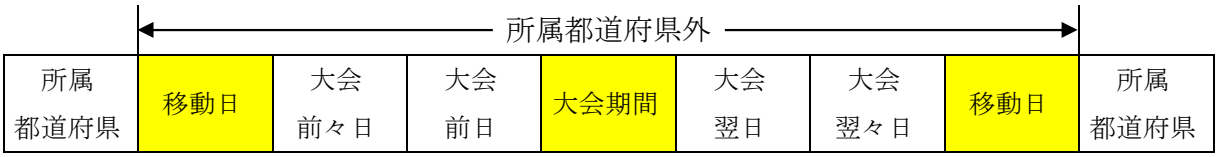

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

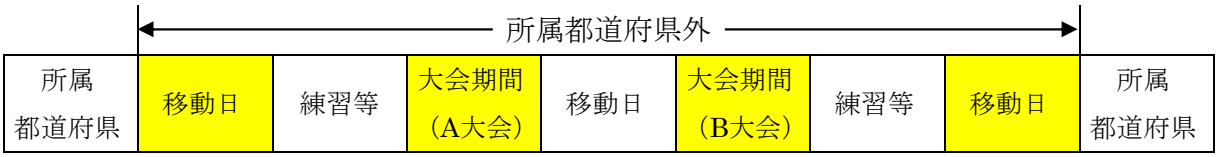

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分することができるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

＜附則＞

平成２３年２月２４日　制定
平成２３年４月　１日　一部改定
平成２３年６月２３日　一部改定
平成２６年３月１３日　一部改定
平成３０年４月　１日　一部改定
平成３０年８月３０日　一部改定

資料 No.3 参考 3

第 74 回国民体育大会（2019 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2018 年 8 月 30 日版）

● 第 74 回国民体育大会実施要項総則

第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

（1）参加資格

ウ　第 72 回又は第 73 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 72 回又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ｱ）成年種別

a　「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］ a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

（ｲ）少年種別

a　「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

［注］ a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d　JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「―」･･･不参加

「×」･･･第 72 回又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年
A 選手	愛媛県 （居住地）	×	×	茨城県 （勤務地）	茨城県 （勤務地）

【 事例１：新卒業者 】

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年
B 選手	愛媛県 (居住地) 〔大学 3 年〕	愛媛県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2019.3 月卒業	茨城県 (居住地) (茨城県へ転居) 「新卒業者」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
C 選手	愛媛県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2018.3 月卒業	茨城県 (居住地) (茨城県へ転居) 「新卒業者」適用	― 〔茨城県に居住〕	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
D 選手	愛媛県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2018.3 月卒業	― (茨城県へ転居)	茨城県 (居住地) 「新卒業者」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
E 選手	愛媛県 (居住地) 〔大学 4 年〕 2018.3 月卒業	福井県 (居住地) (福井県へ転居) 「新卒業者」適用	× (茨城県へ転居)	×	茨城県 (居住地)
F 選手	愛媛県 (居住地) 〔大学 3 年〕	― 〔大学 4 年〕 2019.3 月卒業	茨城県 (居住地) (茨城県へ転居) 「新卒業者」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)

対象者：

第 74 回本大会[2019 年]：

参加状況		卒業年度
第 72 回	第 73 回	
参加	参加	2018 年度（2019.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	
参加	不参加	2017 年度（2018.3 月）以降に卒業した者

※D 選手の事例：

D 選手は、第 72 回大会に参加し、大学卒業後の第 73 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 74 回大会においては、当該特例が適用され、第 72 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、第 73 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 72 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 74 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 73 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例２：結婚又は離婚に係る者 】

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年
G選手	愛媛県 (居住地)	愛媛県 (居住地) 大会後結婚 (茨城県へ転居)	茨城県 (居住地) 「結婚」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
H選手	愛媛県 (居住地)	― 大会後結婚 (茨城県へ転居)	茨城県 (居住地) 「結婚」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
Ｉ選手	愛媛県 (居住地) 大会後離婚 (茨城県へ転居)	茨城県 (居住地) 「離婚」適用	― 〔茨城県に居住〕	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
Ｊ選手	愛媛県 (居住地) 大会後結婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「結婚」 適用 大会後離婚 (茨城県へ転居)	茨城県 (居住地) 「離婚」適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
K選手	愛媛県 (居住地) 大会後結婚 (茨城県へ転居)	― 〔茨城県に居住〕	茨城県 (居住地) 「結婚」 適用	茨城県 (居住地)	茨城県 (居住地)
Ｌ選手	愛媛県 (居住地) 大会後結婚 (福井県へ転居)	福井県 (居住地) 「結婚」 適用	× (茨城県へ転居)	×	茨城県 (居住地)

対象者：

第 74 回本大会[2019 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 72 回	第 73 回	
参加 不参加	参加	2018 年 5 月 1 日以降、2019 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者
参加	不参加	2017 年 5 月 1 日以降、2019 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※K選手の事例：

K選手は、第 72 回大会に参加し、結婚後の第 73 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 74 回大会においては、当該特例が適用され、第 72 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※Ｌ選手の事例：

Ｌ選手は、第 73 回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第 72 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 74 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 73 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【 事例３：一家転住等に係る者】

	第 72 回大会 〔高校 1 年生〕	第 73 回大会 〔高校 2 年生〕	第 74 回大会 〔高校 3 年生〕	第 75 回大会
M選手	愛媛県 (学校所在地)	― 大会後一家転住 (茨城県へ転居)	茨城県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2020.3 月卒業	茨城県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	愛媛県 (学校所在地)	愛媛県 (学校所在地) 大会後一家転住 (茨城県へ転居)	茨城県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2020.3 月卒業	鹿児島県 (居住地) (鹿児島県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	愛媛県 (学校所在地) 大会後一家転住 (茨城県へ転居)	―	茨城県 (居住地) 「一家転住」適用 2020.3 月卒業	茨城県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	愛媛県 (学校所在地) 大会後一家転住 (福井県へ転居) (石川県の 高校へ転校)	石川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	石川県 (学校所在地) 2020.3 月卒業	鹿児島県 (居住地) (鹿児島県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第 74 回本大会[2019 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 72 回	第 73 回	
参加 不参加	参加	第 73 回大会終了後（2018 年 10 月以降）、第 74 回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者
参加	不参加	第 72 回大会終了後（2017 年 10 月以降）、第 74 回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第 72 回大会に参加し、第 73 回大会は不参加だったが、第 74 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 74 回大会においては、当該特例が適用され、第 72 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、第 73 回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第 72 回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される第 75 回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	*転居先* ②	*転居先*（転居元）② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。

※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。

③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。

④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【 事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
Q選手	愛媛県 (勤務地)	愛媛県 (勤務地)	茨城県 ふるさと	茨城県 ふるさと	三重県 (居住地)	三重県 (居住地)
R選手	愛媛県 (勤務地)	愛媛県 (勤務地)	茨城県 ふるさと	茨城県 ふるさと	茨城県 ふるさと	茨城県 ふるさと
S選手	埼玉県 (居住地)	茨城県 ふるさと (1 回目①)	茨城県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2 回目①)	茨城県 ふるさと (2 回目②)
T選手	埼玉県 (居住地)	茨城県 ふるさと (1 回目①)	茨城県 ふるさと (1 回目②)	―	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U選手	埼玉県 (居住地)	茨城県 ふるさと (1 回目①) 2019.3 月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2 回目①)
V選手	茨城県 ふるさと (1 回目①)	―	茨城県 ふるさと (1 回目②)	茨城県 ふるさと (1 回目③)	茨城県 ふるさと (1 回目④)	東京都 (勤務地)
W選手	茨城県 ふるさと (1 回目①)	―	茨城県 ふるさと (1 回目②)	―	茨城県 ふるさと (1 回目③)	東京都 (勤務地)
X選手	茨城県 ふるさと (1 回目①)	―	―	茨城県 ふるさと (2 回目①)	茨城県 ふるさと (2 回目②)	東京都 (勤務地)
Y選手	茨城県 ふるさと (1 回目①)	―	―	茨城県 ふるさと (2 回目①)	―	茨城県 ふるさと (2 回目②)

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目　1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目　2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※　U選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 73 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※V～Y選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として 1 回につき 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、2 年目の活用時(事例では第 73 回大会)に不参加となった場合、その次回大会(事例では第 74 回大会)に「ふるさと」を選択して参加すれば、1 回目の継続活用となる(V選手、W選手)。ただし、第 74

回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(X選手、Y選手)。

【事例4補足:1大会以上の間隔をおいて開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用の考え方について】

考え方

- 当該競技会が1大会以上の間隔をおいて開催される場合(毎年連続して開催されない場合)、前回開催された大会で「ふるさと選手制度」を活用し、その次に開催される大会でも再び活用する場合、連続した同一回の活用としてカウントする。

事例

- 銃剣道競技は、第70回大会以降、隔年実施競技となっており、開催されない大会がある。

	第70回	第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回
	実施	ー	**実施**	ー	ー	**実施**	ー	実施
①	A県 ふるさと (1回目①)		A県 ふるさと (1回目②)			A県 ふるさと (1回目③)		A県 ふるさと (1回目④)
②	A県 ふるさと (1回目①)		―			A県 ふるさと (1回目②)		A県 ふるさと (1回目③)

【 事例 5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第 72 回大会 〔中学 3 年生〕	第 73 回大会 〔高校 1 年生〕	第 74 回大会 〔高校 2 年生〕	第 75 回大会 〔高校 3 年生〕
Z 選手	― (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
a 選手	埼玉県 (居住地) 2018.3 月卒業	― (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
b 選手	愛媛県 (学校所在地) 2018.3 月卒業	茨城県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕
c 選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校)	― (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	― (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ c 選手の事例：

c 選手は、第 73 回大会(高校 1 年生時)及び第 74 回大会(高校 2 年生時)は不参加であることから、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため、第 75 回大会(高校 3 年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第 72 回大会 〔中学 3 年生〕	第 73 回大会 〔高校 1 年生〕	第 74 回大会 〔高校 2 年生〕	第 75 回大会 〔高校 3 年生〕
d 選手	茨城県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2018.3 月卒業	~~東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍)~~ 〔東京都に居住・在学〕	~~東京都 (居住地) (アカデミー在籍)~~ 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ d 選手の事例：

d 選手は、第 72 回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である茨城県より参加。

第 73 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、茨城県以外の都道府県から参加することはできない。茨城県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、 c 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。

資料No.4-1

第74回国民体育大会冬季大会における
予選会免除対象大会一覧

平成30年8月30日

◆ 各中央競技団体が指定し、派遣する世界選手権大会等の国際大会

競技名	大会名
スキー	ノルディックジュニア世界選手権大会
	ワールドカップ
	日本スキー連盟が派遣するコンチネンタルカップ
アイスホッケー	世界U-20選手権大会　ディビジョンⅠ　B

資料No.4-2-1

第74回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

実　施　要　項

北国の 雪と氷に 刻む夢

2019

イランカラプテくしろさっぽろ国体

公益財団法人日本スポーツ協会
文部科学省
北海道
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
釧路市

目　　次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※交代(変更)届・棄権届	13
3	各競技実施要項	15
4	式典次第	25
5	宿泊要項	27
6	輸送交通要項	31
7	医療救護要項	33
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	34
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	35
10	関係団体事務局一覧	36

1　競技会日程と会場一覧表

正 式 競 技 ： スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日程					会場	所在地
			平成31年1月		平成31年2月				
			30 (水)	31 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)		
釧路市	開始式		午前 ◎					コーチャンフォー釧路文化ホール (釧路市民文化会館)	釧路市治水町12-10
	表彰式						午後 ◎		
	スケート	スピード		○	○	○	○	釧路市柳町スピードスケート場	釧路市柳町1-1
		フィギュア	○	○	○	午前 ○		釧路市春採アイスアリーナ	釧路市春採7丁目1-5
		ショートトラック				午後 ○	○		
	アイスホッケー(成年・少年)		○	○	○	○	○	日本製紙アイスアリーナ (釧路アイスアリーナ)	釧路市鳥取大通3丁目6-33
			○	○	○	○	○	釧路市柳町アイスホッケー場	釧路市柳町1-1

(凡例)　◎ 開始式・表彰式　○ 競技日

全 国 会 議

	全国代表者会議	全国報道員会議
日時	平成31年1月29日（火）13：00～	平成31年1月29日（火）15：00～
会場	釧路プリンスホテル	釧路プリンスホテル
住所	釧路市幸町7丁目1	釧路市幸町7丁目1
電話番号	0154-31-1111	0154-31-1111

２　実 施 要 項 総 則

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康推進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第 74 回国民体育大会冬季大会「イランカラプテくしろさっぽろ国体」スケート競技会・アイスホッケー競技会は、「北国の 雪と氷に 刻む夢」のスローガンのもと、自然豊かな北海道の地で、「イランカラプテ」を合言葉におもてなしの心をもって、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道・釧路市の魅力を全国に発信するとともに、氷上競技の普及・発展と生涯スポーツの実現に寄与することを目指して開催する。

実 施 方 針

１　実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

２　会期及び会場地

競　技　会　名	会　　期	会 場 地
ス ケ ー ト 競 技 会 アイスホッケー競技会	平成 31 年１月 30 日（水）～２月３日（日）５日間	釧　路　市

３　競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

４　ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20 歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

５　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 74 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　http://www.japan-sports.or.jp/】

(1)　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ｱ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(ｲ)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「８　参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成 31 年１月７日（月)】に１年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学３年生）に該当していること。

(ｳ)　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において前号(ｲ)に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと

［注］　上記(ｳ) b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第 72 回又は第 73 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 72 回又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ｱ)　成年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］　a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者(別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

d　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記４　「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(ｲ)　少年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　一家転住に係る者（別記２　「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

［注］　a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記４　「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ｱ)　都道府県大会及びブロック大会に参加し、これに通過した者であること。

(ｲ)　健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ｳ)　ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技にお

ける対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ｱ) 居住地を示す現住所

(ｲ) 勤務地

(ｳ) ふるさと（別記１ 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ｱ) 居住地を示す現住所

(ｲ) 「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ｳ) 勤務地

［注］ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月３日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a 別記３ 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記４ 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］

a 一家転住に係る者（別記２ 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記３ 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記４ 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ｱ) 成年種別に参加する者は、平成 12 年４月１日以前に生まれた者とする。

(ｲ) 少年種別に参加する者は、平成 12 年４月２日から平成 15 年４月１日までに生まれた者とする。

(ｳ) 年齢を区別している種別へ参加する者の年齢計算は、平成 30 年４月１日を基準とする。

イ スケート競技については、中学３年生（平成 15 年４月２日から平成 16 年４月１日までに生まれた者）が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

１ 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

２ 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミー

に係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。

３　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

５　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

７　参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

１　次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限〔国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限)〕に抵触しないものとする。

(1)　この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2)　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3)　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

１　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1)　第 23 回オリンピック冬季競技会（2018 年・平昌）に参加した者。

(2)　平成 30 年 10 月 31 日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア　JOC オリンピック強化指定選手

イ　各競技（種目）における国内ランキング上位 10 位以内の者

ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手

［注］　強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2　特例の内容

(1)　予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2)　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月３日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

a　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d　当該住居に主要な家財道具が存すること

(ｲ)　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月３日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(ｲ)　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）のとおりとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

２　特例の内容

⑴　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響のよるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア　平成 23 年３月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ　災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月３日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

⑵　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 72 回及び第 73 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響のよるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ｱ)　平成 23 年３月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

(ｲ)　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年４月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］　「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会に参加した者が、第 75 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

〈例〉　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

(3)　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア　卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ　災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者

６　各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1)　次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア　競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第１位から第８位までの都道府県に与え、次の２種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第３位以下を切り捨てる。

		１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	８位
競技・種別	フィギュア	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	９点	６点	３点
	アイスホッケー	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	５点
	スピード ショートトラック	８点	７点	６点	５点	４点	３点	２点	１点

［注］　「種別」：種別などに与える競技得点　　「種目」：種目などに与える競技得点

イ　参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2)　各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3)　参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

７　表　彰

(1)　各正式競技の男女総合成績第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2)　各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3)　各正式競技の各種別及び各種目の第１位から第８位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、

さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8　参加申込方法

(1)　都道府県の体育・スポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第 74 回国民体育大会会長宛に申込むものとする。

(2)　参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3)　参加申込締切日は、平成 31 年１月７日（月）とする。

(4)　参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議のうえ、作成する。

(5)　参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 13 ページ）にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア　公益財団法人 日本スケート連盟

イ　公益財団法人 日本アイスホッケー連盟

ウ　第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局）

［注］ スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）参加者については、ア、ウに、アイスホッケー競技参加者については、イ、ウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項 13 ページ）を用いるものとする。

10　大会参加負担金

(1)　大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1 人あたり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参　加　区　分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

(2)　大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会でとりまとめ、次のとおり納入する。

ア　納入締切日

平成 31 年１月７日（月）

イ　納入先

みずほ銀行　渋谷支店　　普通預金口座　513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11　宿泊申込

大会参加者は、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込むものとする。

12　参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員編成は、次のとおりとする。

(1)　１都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計５名以内とする。

(2)　上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。

(3)　上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4)　上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5)　参加選手団本部役員の１日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6)　参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第８項に定める方法により行う。

13　視察員

(1)　視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、平成32年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。

(2)　視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第８項に定める方法により行う。

(3)　視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

14　大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1)　大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2)　視察員章
視察員

15　参加上の注意

(1)　大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。

(2)　各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

16　個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会、第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1)　個人情報の取扱い

ア　利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機

関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ　公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ｱ)　競技会プログラムへの掲載
(ｲ)　競技会場内におけるアナウンス等による紹介
(ｳ)　競技会場内外の掲示板等への掲載
(ｴ)　大会関連ホームページへの掲載
(ｵ)　報道機関への提供

ウ　競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法により公表することがある。

(ｱ)　第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
(ｲ)　国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
(ｳ)　国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
(ｴ)　次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2)　肖像権に関する取扱い

ア　写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ　写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ　映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、ＤＶＤ等に編集され、販売・配布されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3)　対応

ア　承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ　役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17　都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1)　都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議のうえ、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、１人１競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議のうえ、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（１人あたり 1,000 円）を日本スポーツ協会へ納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

(1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

１　参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

２　交代（変更）・棄権の理由

３　交代（変更）者　※棄権の場合は記入不要

フリガナ 氏　　名		生年月日	年　　月　　日生（　　歳）		
所属区分※１		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第 72 回大会参加都道府県		第 73 回大会参加都道府県		例外適用※３	
中央競技団体登録の有無	有　・　無	有の場合登録番号等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					

※１　第 74 回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。
成年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　勤務地　　ウ　ふるさと
少年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地
　　ウ　勤務地
※２　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。
※３　今回(第 74 回大会)と第 73 回大会（不出場の場合は第 72 回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。　〔１．新卒業者　　２．結婚又は離婚　　３．ふるさと（成年）
　　４．一家転住（少年）　　５．東日本大震災に係る特例〕

平成　　年　　月　　日

当該中央競技団体会長（代表者）　殿

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会会長　殿

体育・スポーツ協会

会長（代表者）　　印

協会・連盟

会長（代表者）　　印

第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

１　交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

(1)　実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認したうえで、交代（変更）届に必要事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛提出すること。

(2)　当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認のうえ、診断書等必要書類を添付すること。

(3)　交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※１）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。

(4)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

２　棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

(1)　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、当該競技会責任者（※２）宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）

なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。

(2)　棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※１）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）

(3)　中央競技団体への診断書等の添付は不要。

(4)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

３　大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

(1)　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。

(2)　大会終了後２週間以内に、次のものを公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア　中央競技団体は、棄権届。（写し）

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。

※１　「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめのうえ、中央競技団体に通知する。

※２　「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめのうえ、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

３　各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔１〕　スケート競技

１　期　日　平成31年１月30日（水）から２月３日（日）まで〔５日間〕

実 施 競 技	競　　技　　期　　間
ス　ピ　ー　ド	平成31年１月31日（木）～　２月３日（日）
ショートトラック	平成31年２月２　日（土）～　２月３日（日）
フ　ィ　ギ　ュ　ア	平成31年１月30日（水）～　２月２日（土）

２　会　場

実 施 競 技	競　　技　　期　　間
ス　ピ　ー　ド	釧路市柳町スピードスケート場
ショートトラック	釧路市春採アイスアリーナ
フ　ィ　ギ　ュ　ア	

３　種別、種目及び参加人員

(1)　種別及び種目

ア　スピード

種　　別	種　　目
成年男子	500m･1000m･1500m･5000m･2000mR
成年女子	500m･1000m･1500m･3000m･2000mR
少年男子	500m･1000m･1500m･5000m･10000m･2000mR
少年女子	500m･1000m･1500m･3000m･2000mR

イ　ショートトラック

種　別	種　　目
成年男子	500m･1000m･5000mR
成年女子	500m･1000m･3000mR
少年男子	500m･1000m
少年女子	500m･1000m

ウ　フィギュア

種　　別	種　　目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2)　参加人員

種　　別	監督数	選手数	小　　計	都道府県数	合　　計
成年男子	12名以内	30名以内	1都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア　スピード

(ｱ)　各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が１～16位までの都道府県は各種別最大８名まで、17位以下の都道府県は各種別最大５名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離（3000m・5000m・10000m）に限り、１位12点、２位11点、３位10点、４位９点、５位８点、６位７点、７位６点、８位５点、９位４点、10位３点、11位２点、12位１点とする。

(ｲ)　１種目２名以内、１名２種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目１名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは１チーム６名以内とし、競技は４名で行う。

(ｳ)　エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(ｴ)　スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(ｵ)　監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ　ショートトラック

(ｱ)　前年度国体で、各種別の総合順位が１～８位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記８位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ８位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各５名以内、少年男女種別各２名以内とし、17位以下の都道府県は各種別１名とし、国体開催県が17位以下の場合は、16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が８位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(ｲ)　１種目２名以内、１名２種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目１名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは１チーム５名以内とし、競技は４名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ｳ)　上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(ｴ)　ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(ｵ)　監督は、スピード、ショートトラック、フィギュア合わせて 12 名以内とする。

ウ　フィギュア

(ｱ)　参加人数は、各種別とも１都道府県１チーム２名とする。
参加都道府県は、①から③に該当する最大 16 チームである。

①　前年度の国体で、各種別の総合順位が上位８チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

②　第 74 回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

③　開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(ｲ)　監督はスピード、ショートトラック、フィギュア合わせて 12 名以内とする。

４　競技上の規定及び競技方法

(1)　スピード

ア　公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。
トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Ｃタイプ）」を使用する。

イ　競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ｱ)　予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(ｲ)　決勝出場者

①　８名以内（男女 500m、男女 1000m、男女 1500m）

②　12 名以内（男子 5000m、男子 10000m、女子 3000m）

(ｳ)　出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。
ただし、申込者数が９名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(ｴ)　男女 500m、1000m、1500m については、出場者数により準決勝を行うことができる。

(ｵ)　組合せにあたっては、イベントコーディネーター、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ　リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始１時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始 30 分前までとする。

エ　責任先頭制の競技方法を採用する。

(ｱ)　責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。
1000m（１回）、1500m（１回）、3000m（２回）、5000m（４回）、10000m（８回）

(ｲ)　責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000m を除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ｳ)　責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ　抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2)　ショートトラック

ア　公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。
トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ　競技は、個人及び都道府県対抗とする。

ウ　出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ｱ)　各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(ｲ)　レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は４名までの編成とする。

(ｳ)　レフェリー救済者を除き、各レースの１位、２位の者は次のラウンドに進出できる。

(ｴ)　同種別のレースの間に最低 20 分間の休憩時間をおく。

(ｵ)　成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ　各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ　順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、１～８位を決定する。

(3)　フィギュア

ア　公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。

採点は、ISU ジャッジングシステムによる。

イ　各種別参加選手 32 名以内によってショートプログラムを行い、上位 24 名によるフリースケーティングを行い、２名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

※注意①　１名では参加できない。

②　２名申込みの場合でも１名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ　本大会においてショートプログラム終了以前に１名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ　予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。

オ　本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ１名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ　競技課題

ショートプログラムは、2018 年国際スケート連盟規程第 611 条に基づき、少年は ISU ジュニア課題、成年は ISU シニア課題とする。

フリースケーティングは、2018 年国際スケート連盟規程第 612 条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアの ISU 規則に準ずる。

キ　滑走時間

(ｱ)　ショートプログラム滑走時間は、２分 40 秒プラス／マイナス 10 秒とする。

(ｲ)　フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子４分プラス／マイナス 10 秒、少年男子・少年女子３分 30 秒プラス／マイナス 10 秒とする。

ク　音楽は、ＣＤ、ＭＤのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。

また、必ず予備の音源（提出したものとは別の媒体）も持参すること。

ケ　演技予定要素リストは、参加選手個人において平成 31 年１月７日（月）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

https://www.skatingjapan.jp/mypage/

なお、登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。

期　限　　平成 31 年１月７日（月）
送付先　　〒085-0037
北海道釧路市柳町１番１号
釧路市柳町スピードスケート場内
第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会事務局

コ　滑走順抽選は監督会議において行う。

５　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「２　実施要項総則」５に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

(1)　監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケート指導員、公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2)　スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストＢ級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3)　ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストＢ級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4)　フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合５級以上の資格を有する者。

ただし、中学３年生が参加する場合は、バッジテスト総合６級以上とする。

６　総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第１位から第８位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1)　競技得点の種類

ア　各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ　種別に与える得点競技：フィギュア

(2)　競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競　技　得　点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、１位 24 点、２位 21 点、３位 18 点、４位 15 点、５位 12 点、６位９点、７位６点、８位３点の競技得点を与える。

※　同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。
得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3)　参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点 10 点を与える。

ただし、第 74 回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7　表　彰

(1)　男女総合成績及び女子総合成績の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2)　男女総合成績第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3)　競技の各種別及び種目の第１位から第８位までに賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8　諸会議

(1)　抽選会

ア　スピード

日　時　　平成 31 年１月 11 日（金）14：30～
場　所　　釧路市柳町スピードスケート場
電　話　　0154-65-1584

イ　ショートトラック

日　時　　平成 31 年１月 11 日（金）13：00～
場　所　　釧路市柳町スピードスケート場
電　話　　0154-65-1584

(2)　監督会議

ア　スピード

日　時　　平成 31 年１月 30 日（水）　15：00～
場　所　　釧路プリンスホテル
電　話　　0154-31-1111

イ　ショートトラック

日　時　　平成 31 年２月１日（金）　13：00～
場　所　　釧路プリンスホテル
電　話　　0154-31-1111

ウ　フィギュア

日　時　　平成 31 年１月 29 日（火）　14：00～
場　所　　釧路プリンスホテル
電　話　　0154-31-1111

(3)　競技役員会議等

ア　スピード

日　時　　平成 31 年１月 30 日（水）　17:00～
場　所　　釧路市柳町スピードスケート場
電　話　　0154-65-1584

イ　ショートトラック

日　時　　平成 31 年２月１日（金）　14：00～

場　所　　釧路プリンスホテル

電　話　　0154-31-1111

ウ　フィギュア

日　時　　平成 31 年１月 29 日（火）　12：30～

場　所　　釧路プリンスホテル

電　話　　0154-31-1111

９　その他

その他の事項については、総則の定めによる

〔２〕　アイスホッケー競技

１　期　日　平成 31 年１月 30 日（水）から２月３日（日）まで〔５日間〕

種　別	30 日（水）	31 日（木）	１日（金）	２日（土）	３日（日）
成年男子	１　回　戦	２　回　戦	準々決勝	準　決　勝 順位戦 順位決定戦	決　　勝 ３位決定戦
少年男子		１　回　戦	準々決勝 順位戦	準　決　勝 順位決定戦	決　　勝 ３位決定戦

２　会　場

会場地	競　　技　　会　　場
釧路市	日本製紙アイスアリーナ（釧路アイスアリーナ） 釧路市柳町アイスホッケー場

３　種別及び参加人員

種　別	監督	選手	参加都道府県	小計	合　計
成年男子	１	１６	２６	４４２	６６３
少年男子	１	１６	１３	２２１	

４　競技上の規定及び競技方法

(1)　アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。

(2)　トーナメント方式により、第１位から第８位までを決定する。

(3)　第５位から第８位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。

(4)　競技時間

１試合を第１、第２、第３ピリオドの３回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。

本大会では、成年１回戦、２回戦、準々決勝、順位決定戦、少年１回戦、準々決勝、順位決定戦はそれぞれ各ピリオド正味 15 分で行い、成年、少年とも準決勝、３位決定戦、決勝は、各ピリオド正味 20 分で行う。インターバルは 10 分とする。

(5)　競技終了時に同点の場合

５分間のサドン・ヴィクトリー方式による３on３の延長戦を行う。なお、決しない場合は、３名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、１名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。

(6)　成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー１名を含め、16 名以内とする。
なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、０対 15 で当該チームの敗戦とする。

５　予選方法

(1)　予選は都道府県大会及びブロック大会とする。

(2)　都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地連盟の主管とする。

(3)　ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都　道　府　県　名	成年	少年
北　海　道 （開催地）	北海道	1	1
東　　北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関　　東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近　　畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九　　州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
計		２６	１３

６　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「２　実施要項総則」５に定めるもののほか、参加する選手は次のとおりとする。

(1)　本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。

(2)　本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」３によるが、選手については、各都道府県大会、ブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。

(3)　監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケー指導員、公認アイスホッケーコーチ又は公認アイスホッケー上級コーチ（旧資格制度により資格を取得し、平成 17 年度以降、新資格制度において上級コーチへ移行した者）の資格を有すること。

７　総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第１位から第８位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1)　競技得点

天皇杯対象種別	競　技　得　点
成年男子 少年男子	各種別の１位 40 点、２位 35 点、３位 30 点、４位 25 点、５位 20 点、６位 15 点、７位 10 点、８位５点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2)　参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3)　その他

ア　総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ　天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

８　表　彰

(1)　総合成績の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2)　総合成績第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
(3)　各種別の第１位から第８位までに賞状を授与する。
　賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

９　参加上の注意

(1)　監督会議には、必ずユニフォーム（セカンドユニフォームも）を持参すること。
　また、平成 31 年１月７日（月）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをＣＤで郵送又はＥメールで、下記へ送付すること。
　送付先　〒085-0037
　　北海道釧路市柳町１番１号
　　釧路市柳町スピードスケート場内
　　第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会事務局
　　メールアドレス：ko-kokutai@city.kushiro.lg.jp
(2)　アイスホッケー公式国際競技規則第 31 条及び 35 条に基づき、国体少年の部に参加するプレーヤーは、フルフェイス・マスクと首とのどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18 歳未満の規則を適用する。
(3)　その他の事項は、「２　実施要項総則」15 によるものとする。

10　諸会議

(1)　抽 選 会
　日　　時　　平成 31 年１月 11 日（金）　11：00～
　場　　所　　釧路市柳町スピードスケート場
　電　　話　　0154-65-1584

(2)　監督会議
　日　　時　　平成 31 年１月 29 日（火）　16:00～
　場　　所　　釧路プリンスホテル
　電　　話　　0154-31-1111

11　その他

その他の事項については、総則の定めによる。

４　式　典　次　第

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開始式

期　　日　平成 31 年 1 月 30 日（水）
場　　所　コーチャンフォー釧路文化ホール
（釧路市民文化会館）

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	９：３０
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	１０：００
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	１０：２５
4	歓　迎　ア　ト　ラ　ク　シ　ョ　ン	１０：３０
5	参　加　都　道　府　県　旗　入　場　・　選　手　団　紹　介	１０：５０
6	開　式　通　告	１１：１５
7	競　技　会　開　始　宣　言	１１：１６
8	国　旗　儀　礼	１１：１９
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	１１：２１
10	大　会　会　長　ト　ロ　フ　ィ　ー　返　還	１１：２３
11	日　本　ス　ポ　ー　ツ　協　会　あ　い　さ　つ	１１：２７
12	ス　ポ　ー　ツ　庁　あ　い　さ　つ	１１：３０
13	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	１１：３３
14	歓　迎　の　こ　と　ば	１１：３６
15	選　手　代　表　宣　誓	１１：４２
16	閉　式　通　告	１１：４５
17	役　員　・　選　手　団　解　散	１１：４６

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表彰式

期　　日　平成 31 年２月３日（日）
場　　所　コーチャンフォー釧路文化ホール
（釧路市民文化会館）

順	次第	時刻
1	開場	１５：００
2	役員・選手団集合開始	１５：３０
3	役員・選手団着席完了	１５：５９
4	開式通告	１６：００
5	成績発表	１６：０１
6	スケート競技会表彰状授与	１６：０９
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	１６：２５
8	アイスホッケー競技会表彰状授与	１６：２８
9	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー授与	１６：３６
10	中央競技団体あいさつ	１６：３９
11	会場地あいさつ	１６：４２
12	国旗儀礼	１６：４８
13	競技会終了宣言	１６：５０
14	閉式通告	１６：５１
15	役員・選手団解散	１６：５２

５　宿　泊　要　項

１　目　　的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会並びに第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会は、合同で第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

３　業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

４　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

(1)　大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。

(2)　会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。

(3)　風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

５　配　　宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。

(2)　競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。

(3)　１人の宿泊に要する広さは、3.3 ㎡（２畳）以上とする。

(4)　指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

６　宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1)　宿泊及び素泊まり

ア　宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊２食とする。

イ　素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2)　宿泊料金

区　分	消費税	宿泊料金		備　考
		１泊２食	素泊まり	
営業施設	税抜	7,500 円～12,000 円	5,250 円～8,400 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房量を含む。
	税込	8,100 円～12,960 円	5,670 円～9,072 円	

［注］　「１泊２食」宿泊料金は 500 円刻み（税抜）とする。
「素泊まり」料金は「１泊２食」料金の 70%相当とする。

(3)　入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4)　欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日の９時までに、朝食の場合は前日の 18 時までに宿舎に申し出た場合に限り行うのもとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア　夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「１泊２食」料金の 80%相当とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「１泊２食」料金の 90%相当とする。

区　分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,000 円～9,600 円	6,750 円～10,800 円
	税込	6,480 円～10,368 円	7,290 円～11,664 円

(5)　休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6)　入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7)　宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8)　宿泊取消料

ア　大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　　考
宿泊予定日の６日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の５日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金（税抜）の全額	

［注］ 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ　選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消する場合は、アの定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　　考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の 50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ　宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ　宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9)　宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成 31 年 1 月 26 日（土）15 時から平成 31 年２月４日（月）10 時までとする。

７　宿泊の申込み

(1)　宿泊の申し込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネット、FAX 又は郵送で配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 及び郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあっては、第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2)　宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

８　宿泊の変更及び取り消し

(1)　大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が生じた場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

(2)　入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネット又は FAX で速やかに配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX では到達した日時とする。

(3)　入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

９　食事

(1)　大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2)　昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。

区　　分	消費税	料　　金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	834 円以内
	税込	900 円以内

10　アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11　その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

６　輸 送 交 通 要 項

１　目　　的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）並びに第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会（以下「釧路市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

３　輸送対策

(1)　全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

(2)　会場地における輸送

ア　大会参加者

(ｱ)　開始式・表彰式

近距離を除き、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(ｲ)　大会期間中

各競技会場への輸送は、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ｳ)　各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ　一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じて北海道実行委員会又は釧路市実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ　その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

４　案内所の設置

北海道実行委員会及び釧路市実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

５　交通安全対策

(1)　交通規制

ア　開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う

イ　大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

(2)　自家用車の利用

ア　大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。

イ　大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車等を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する場合があるため、北海道実行委員会又は釧路市実行委員会と連絡調整を行うものとする。

ウ　輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3)　駐車場

ア　大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。

イ　各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

６　その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7　医 療 救 護 要 項

1　目　　的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2　基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）並びに第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会（以下「釧路市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3　医療救護対策

(1)　救護本部及び救護所の設置

ア　医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ　開始式・表彰会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ　各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ　救護所は、医師、看護師（保健師）、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。

オ　救護所では、応急処置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

(2)　医薬品、救急自動車等の配備

ア　救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。

イ　救護所には、別途関係機関と協議のうえ、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3)　宿舎等における医療救護

ア　宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ　練習中等で救護関係者のいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4　医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5　業務の分担

(1)　医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。

(2)　大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会と釧路市実行委員会が連携し担当する。

6　その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

８　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第１条　天皇杯は、男女総合成績第１位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第３条　天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1)　信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3)　公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　　本規程は昭和 41 年４月　１日制定

昭和 45 年１月 22 日一部改定

昭和 48 年７月 10 日一部改定

昭和 54 年５月　９日一部改定

平成 17 年６月 16 日一部改定

平成 22 年３月 17 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年４月１日）から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改定

９　国民体育大会会長トロフィー授与規程

第１条　国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第３条　大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1)　責任をもって保管する。

(2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3)　優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第１条第２項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4)　公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　　本規程は昭和 41 年４月　１日制定

昭和 45 年１月 22 日一部改定

昭和 48 年７月 10 日一部改定

昭和 54 年５月　９日一部改定

平成 17 年６月 16 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年４月１日）から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改定

10　関係団体事務局一覧表

団　体　名	所　在　地	ＴＥＬ ＦＡＸ
公益財団法人　日本スポーツ協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南 1 丁目 1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2217 (03)3481-2284
スポーツ庁　競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2-2	(03)-6734-2999 (03)-6734-3793
公益財団法人　日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南 1 丁目 1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2351 (03)3481-2350
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南 1 丁目 1-1 岸記念体育会館内	(03)3481-2404 (03)3481-2407
公益財団法人　北海道体育協会	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1 北海道立総合体育センター内	(011)820-1701 (011)833-0705
一般財団法人　北海道スケート連盟	〒062-0905 北海道札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1 北海道立総合体育センター内	(011)833-0701 (011)833-0777
一般財団法人 北海道アイスホッケー連盟	〒062-0905 北海道札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1 北海道立総合体育センター内	(011)788-2811 (011)788-2812
第 74 回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道環境生活部スポーツ局 スポーツ振興課内	(011)204-5209 (011)232-8695
第 74 回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会スケート競技会・ アイスホッケー競技会事務局	〒085-0037 北海道釧路市柳町 1-1 釧路市柳町スピードスケート場内	(0154)65-1584
第 74 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 釧路市実行委員会事務局		(0154)65-1743

資料№4-2-2

第 74 回国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実　施　要　項

北国の 雪と氷に 刻む夢

2019

イランカラプテ くしろさっぽろ国体

公益財団法人日本スポーツ協会
文部科学省
北海道
公益財団法人全日本スキー連盟
札幌市

目　　次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	スキー競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	15
3	式典次第	17
4	宿泊要項	19
5	輸送交通要項	22
6	医療救護要項	24
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	25
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	26
9	関係団体事務局一覧	27

1 競技会日程と会場一覧表

1　スキー競技会

会場地	式典・競技		日程 平成31年2月 14（木）	15（金）	16（土）	17（日）	会場	所在地
札幌市	開始式		午後◎				札幌文化芸術劇場	中央区北1条西1丁目
	表彰式					午後◎	北海道立道民活動センター	中央区北2条西7丁目
	ジャイアントスラローム			○	○	○	サッポロテイネ	手稲区手稲本町593-3
	スペシャルジャンプ		◇	○			宮の森ジャンプ競技場	中央区宮の森1条18丁目
	コンバインド	ジャンプ		◇	○			
		クロスカントリー			○		白旗山競技場	清田区真栄502-1
	クロスカントリー			○	○	○		

（凡例）　◎開始式・表彰式　　○競技日　　◇公式練習日

2　全国会議

会議名	日時	会場	所在地
全国代表者会議	平成31年2月13日（水）13:00	札幌コンベンションセンター	白石区東札幌6条1丁目
全国報道員会議	平成31年2月13日（水）16:00		

3　監督会議

会議名	日時	会場	所在地
ジャイアントスラローム	平成31年2月13日（水）14:30	札幌コンベンションセンター	白石区東札幌6条1丁目
スペシャルジャンプ コンバインド	平成31年2月13日（水）14:30		
クロスカントリー	平成31年2月13日（水）14:30		

２　スキー競技実施要項

１　開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第 74 回国民体育大会冬季大会「イランカラプテくしろさっぽろ国体」スキー競技会は、「北国の　雪と氷に　刻む夢」のスローガンのもと、自然豊かな北海道の地で、「イランカラプテ」を合言葉におもてなしの心をもって、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道・札幌市の魅力を全国に発信するとともに、スキー競技の普及・発展と生涯スポーツの実現に寄与することを目指して開催する。

２　実施種目　　正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

３　期　　間　　平成 31 年２月 14 日（木）～２月 17 日（日）　（４日間）

４　開 催 地　　北海道札幌市

５　日程及び会場

期　　日	時間	会議・式典・競技	会　　場
2月 13 日(水)	13:00 14:30 16:00	全国代表者会議 監督会議　ジャイアントスラローム スペシャルジャンプ･コンバインド クロスカントリー 全国報道員会議	札幌コンベンションセンター
第１日目 2月 14 日(木)	9:30 13:30	スペシャルジャンプ公式練習（NH:HS100） 開始式	宮の森ジャンプ競技場 札幌文化芸術劇場
第２日目 2月 15 日(金)	9:00 9:30 10:00 13:00 14:00	ジャイアントスラローム 成年男子Ａ、成年男子Ｂ、成年女子Ａ スペシャルジャンプ（NH:HS100） 少年男子、成年男子Ｂ、成年男子Ａ クロスカントリー（クラシカル） 少年男子、成年男子Ｂ、成年男子Ａ クロスカントリー（クラシカル） 成年男子Ｃ、少年女子、成年女子Ｂ、成年女子Ａ コンバインドジャンプ公式練習（予備飛躍）（NH:HS100）	サッポロテイネ 宮の森ジャンプ競技場 白旗山競技場 白旗山競技場 宮の森ジャンプ競技場
第３日目 2月 16 日(土)	9:00 9:00 10:00 13:30	ジャイアントスラローム 成年男子Ｃ、少年女子、成年女子Ｂ コンバインドジャンプ（NH:HS＝100m） 少年男子、成年男子Ｂ、成年男子Ａ リレー（フリー）　女子 コンバインドクロスカントリー（フリー） 成年男子Ｂ、少年男子、成年男子Ａ	サッポロテイネ 宮の森ジャンプ競技場 白旗山競技場 白旗山競技場
第４日目 2月 17 日(日)	9:00 9:30 12:00 16:00	ジャイアントスラローム　少年男子 リレー（フリー）　成年男子 リレー（フリー）　少年男子 表彰式	サッポロテイネ 白旗山競技場 白旗山競技場 北海道立道民活動センター

６　種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督３名・選手 72 名（成年 40 名以内、少年 32 名以内）計 75 名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が 1,660 名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）で制限する。

なお、補欠は認めない。

種別（部）／種目	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
	A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム	3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー	3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ	3	3		6			
コンバインド	3	3		6			
リレー	６名（４×10kmＦ）			同左	６名（４×５kmＦ）		

注 1)　クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子Ａ・Ｂ及び少年男子は 10km、成年男子Ｃ・成年女子Ａ・Ｂ及び少年女子は５km とする。

2)　コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は､成年男子Ａ及び少年男子は 10km、成年男子Ｂは５km とする。

3)　リレー競技（フリー）は６名（走者４名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者４名のうち２名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

4)　リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

７　競技上の規定及び競技方法

(1)　都道府県対抗とする。

(2)　競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

８　抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を平成 30 年 10 月[第１回組織委員会時]に、本抽選（スタート抽選）を平成 31 年１月 30 日（水）[第２回組織委員会時]に行う。

９　ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ･ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ･ドーピング教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20 歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

10　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 74 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　http://www.japan-sports.or.jp/】

(1)　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

（ア）　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

（イ）　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

ａ　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成 31 年１月 23 日(水)】に１年以上在籍していること。

ｂ　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学３年生）に該当していること。

（ウ）　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

ａ　少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

ｂ　「出入国管理及び難民認定」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］　上記(ウ)ｂについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第 72 回又は第 73 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 72 回又は第 73 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）　成年種別

ａ　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

ｂ　結婚又は離婚に係る者

［注］ａ及びｂは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

ｃ　ふるさと選手制度を活用する者(別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

ｄ　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

（イ）　少年種別

ａ　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

ｂ　結婚又は離婚に係る者

ｃ　一家転住に係る者（別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

［注］ａからｃは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

ｄ　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）　都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

（イ）　健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

（ウ）　ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員又は公認スキー上級指導員のいず

れかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア） 居住地を示す現住所

（イ） 勤務地

（ウ） ふるさと（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

（ア） 居住地を示す現住所

（イ） 「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ） 勤務地

［注］ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時(平成 31 年２月 17 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a 別記３「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］

a 一家転住に係る者（別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記３「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

（ア） A（18 歳以上 26 歳未満）
平成４年４月２日から平成 12 年４月１日までに生まれた者

（イ） B（26 歳以上 34 歳未満）
昭和 59 年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

（ウ） C（34 歳以上）
昭和 59 年４月１日以前に生まれた者
ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは 27 歳未満(平成３年４月２日以降に生まれた者)、成年男子Bは 27 歳以上（平成３年４月１日以前に生まれた者）とする。

イ 成年女子

（ア） A（18 歳以上 24 歳未満）
平成６年４月２日から平成 12 年４月１日までに生まれた者

（イ） B（24 歳以上）
平成６年４月１日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子
平成 12 年４月２日から平成 16 年４月１日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記１　【国民体育大会ふるさと選手制度】

１　成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項［国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等）］に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア　居住地を示す現住所

イ　勤務地

ウ　ふるさと

２　「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第３項により取り扱うものとする。

３　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

５　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

７　参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２　【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

１　次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(1)　この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2)　本特例をうけることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3)　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３　【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

１　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、平成 30 年 10 月 31 日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

［注］　強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

２　特例の内容

(1)　予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第５項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2)　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）　平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月 17 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

a　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること

b　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d　当該住居に必要な家財道具が存すること

（イ）　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）　平成 30 年４月 30 日以前から各競技会終了時（平成 31 年２月 17 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

（イ）　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

３　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

１　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

２　特例の内容

(1)　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア　平成 23 年３月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ　災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年４月 30 日以前から、各競技会終了時（平成 31 年２月 17 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2)　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 72 回及び第 73 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

（ア）　平成 23 年３月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年４月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］　「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会に参加した者が、第 75 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

(3)　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア　卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ　災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさ

と」は変更できない。
＜特例の対象者＞
平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に１位から８位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を次位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	各種目（リレーを含む）ともに１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第３位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位２位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位８名までとする。

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表 彰

(1) 男女総合成績（天皇杯）第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び各種目の第１位から第８位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に１枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

(1) 都道府県体育・スポーツ協会会長と、都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第 74 回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込の締切は、平成 31 年１月 23 日（水）午後５時とする。

(4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 16 ページ）にて届け出なけれ

ばならない。
ア　全日本スキー連盟
イ　第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）
［注］　届出は、平成 31 年２月 12 日（火）に開催される第３回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。
なお、日本スポーツ協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6)　プログラム編成は、平成 31 年 1 月 30 日（水）に北海道実行委員会及び第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）で行う。

14　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本項 16 ページ）を用いるものとする。

15　大会参加負担金

(1)　大会に選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1 人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区　　分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

(2)　大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会でとりまとめ、次のとおり納入する。
ア　納入期限
平成 31 年 1 月 23 日（水）
イ　納入先
みずほ銀行　渋谷支店　普通預金口座　513729
公益財団法人日本スポーツ協会

16　宿泊申込

大会参加者は、札幌市実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17　参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1)　１都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計５名以内とする。
(2)　上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。
(3)　上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
(4)　上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
(5)　参加選手団本部役員の１日あたりに編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
(6)　参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第 13 項に定める方法により行う。

18　視察員

(1)　視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、平成 32 年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。
(2)　視察員の申込は、参加選手団の申込と同時に、第 13 項に定める方法により行う。
(3)　視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19　大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1)　大会参加章
　　都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
(2)　視察員章
　　視察員

20　参加上の注意

(1)　大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
(2)　各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

21　個人情報及び肖像権に係る取り扱い

日本スポーツ協会、北海道実行委員会、札幌市実行委員会及び全日本スキー連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1)　個人情報の取扱い
　ア　利用目的
　　大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。
　イ　公表の範囲と方法
　　個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。
　　（ア）　競技会プログラムへの掲載
　　（イ）　競技会場内におけるアナウンス等による紹介
　　（ウ）　競技会場内外の掲示板等への掲載
　　（エ）　大会関連ホームページへの掲載
　　（オ）　報道機関への提供
　ウ　競技結果（記録）等
　　競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。
　　（ア）　北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
　　（イ）　国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
　　（ウ）　国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
　　（エ）　次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】
(2)　肖像権に関する取扱い
　ア　写真
　　国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
　イ　写真（写真撮影企業等）
　　国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ　映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3)　対応

ア　承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ　役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22　都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

(1)　都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2)　都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3)　参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。

なお、参加は１人１競技に限る。

(4)　都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

(5)　参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23　国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1)　本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2)　大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（１人あたり 1,000 円）を日本スポーツ協会へ納入する。

(3)　納入期限及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

24　リフト搭乗取扱い

(1)　次の者はリフト料金（ゴンドラを含む）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア　指定された ID カードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

イ　選手（当日出場の選手に限る。）

ウ　大会期間（２月 14 日(木)～17 日(日)）における指定された ID カードを着用した監督

(2)　割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる

期間は別表のとおりとする。
(3)　割引リフト搭乗券を購入する場合は、札幌市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。
(4)　リフト料金の無料又は割引の適用範囲はサッポロテイネの指定されたリフトとする。
(5)　その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25　その他

(1)　参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに問わず大会への参加を認めないものとする。
(2)　その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

（別表）リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（サッポロテイネの指定リフト・ゴンドラ）

<table>
<tr><td rowspan="2">対　象　者</td><td colspan="6">平成 31 年２月</td></tr>
<tr><td>12 日
（火）</td><td>13 日
（水）</td><td>14 日
（木）</td><td>15 日
（金）</td><td>16 日
（土）</td><td>17 日
（日）</td></tr>
<tr><td>大会役員・競技会役員・
競技役員・実施本部員・
各都道府県本部役員・
視察員・補助員・
サービスマン・
報道関係者</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">選　手</td><td rowspan="2">割引</td><td rowspan="2">割引</td><td rowspan="2">割引</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>割引</td><td>割引</td><td>割引</td></tr>
<tr><td>監　督</td><td>割引</td><td>割引</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>コーチ</td><td>割引</td><td>割引</td><td>割引</td><td>割引</td><td>割引</td><td>割引</td></tr>
</table>

（注）　選手欄の無料対象（15 日から 17 日）は当日出場する者に限る。

リフト割引価格

１日券	選手・監督・コーチ	3,500 円

第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに〇

※手続きにあたっては、次のページの留意事項を参照すること。

１　参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者					

２　交代（変更）・棄権の理由

３　交代（変更）者※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	年　月　日生（　歳）		
氏名					
所属区分※１		所属の所在地※２			
プログラム記載用所属					
第 72 回大会参加都道府県		第 73 回大会参加都道府県		例外適用※３	
全日本スキー連盟競技者登録の有無	有　・　無	有の場合登録番号等			
その他の必要事項 ※監督の交代（変更）の場合は公認スポーツ指導者登録番号					

※１　第 74 回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　勤務地　　ウ　ふるさと

少年種別　　ア　居住地を示す現住所　　イ　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地

ウ　勤務地

※２　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※３　今回（第 74 回大会）と第 73 回大会（不出場の場合は第 72 回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。　［１.新卒業者　　２．結婚又は離婚　　３．ふるさと（成年）

４．一家転住（少年）　　５．東日本大震災に係る特例］

平成　　年　　月　　日

公益財団法人全日本スキー連盟会長　様

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会会長　様

体育・スポーツ協会

会長（代表者）　　印

協会・連盟

会長（代表者）　　印

第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

１　交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

(1)　スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会スキー競技会事務局（以下「北海道実行委員会」という。）宛に提出すること。

(2)　全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、北海道実行委員会にも写しを送付すること。

(3)　交代（変更）提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者※１と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。

(4)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

２　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

(1)　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、スキー競技会責任者※２宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。

なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）へ提出すること。

(2)　棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）

(3)　全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。

(4)　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

３　大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに全日本スキー連盟は次の手続きを行うこと。

(1)　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了時に通知される日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

(2)　大会終了後２週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。

ア　全日本スキー連盟は、棄権届（写し）

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１　「都道府県選手団連絡責任者」は日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※２　「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、日本スポーツ協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

３　式典次第

【第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】
開　始　式

期　日　　平成 31 年２月 14 日（木）
会　場　　札幌文化芸術劇場

順	次第	時刻
1	開場	１２：３０
2	役員・選手団集合開始	１３：００
3	役員・選手団着席完了	１３：３０
4	歓迎アトラクション	１３：３５
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	１３：５５
6	開式通告	１４：２０
7	競技会開始宣言	１４：２１
8	国旗儀礼	１４：２４
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	１４：２６
10	大会会長トロフィー返還	１４：２８
11	日本スポーツ協会あいさつ	１４：３１
12	スポーツ庁あいさつ	１４：３４
13	中央競技団体あいさつ	１４：３７
14	歓迎のことば	１４：４０
15	選手代表宣誓	１４：４６
16	閉式通告	１４：４９
17	役員・選手団解散	１４：５０

【第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会】
表　彰　式

期　日　　平成 31 年２月 17 日（日）
会　場　　北海道立道民活動センター

順	次第	時　刻
1	開場	１５：００
2	役員・選手団集合開始	１５：３０
3	役員・選手団着席完了	１５：５９
4	開式通告	１６：００
5	成績発表	１６：０１
6	表彰状授与	１６：０９
7	大会会長トロフィー授与	１６：２５
8	中央競技団体あいさつ	１６：２８
9	会場地あいさつ	１６：３１
10	国旗儀礼	１６：３４
11	競技会終了宣言	１６：３６
12	閉式通告	１６：３７
13	役員・選手団解散	１６：３８

４　宿泊要項

１　目的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 74 回国民体育大会冬季大会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、合同で第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

３　業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務にあたるとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

４　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

(1)　大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。

(2)　会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、北海道実行委員会、札幌市実行委員会と協議の上、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。

(3)　風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

５　配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。

(2)　競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。

(3)　１人の宿泊に要する広さは、３．３㎡（２畳）以上とする。

(4)　指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

６　宿泊料金

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1)　宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時以降、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊２食とする。

(2)　宿泊料金

区　分	消費税	宿泊料金 １泊２食	備　考
営業施設	税抜	11,000～14,000 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	11,880～15,120 円	

（注）　「１泊２食」宿泊料金は、500 円刻み（税抜）とする。

(3)　入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4)　欠食控除

欠食控除の適用は、宿泊の申込時に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。

ア　夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「１泊２食」料金の 90%相当とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「１泊２食」料金の 95%相当とする。

区　分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	9,900～12,600 円	10,450～13,300 円
	税込	10,692～13,608 円	11,286～14,364 円

(5)　休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6)　入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7)　宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。

(8)　宿泊取消料

ア　大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　考
宿泊予定日の７日前まで	不要	欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の６日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

（注）　取消した泊数にかかわらず、１人につき１泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不便となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ　選手・監督が、荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、アの定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備　考
競技会期短縮決定日当日の 宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の 50%	欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
競技会期短縮決定日翌日 以降の宿泊の取消し	不要	

（注）　取消した泊数にかかわらず、１人につき１泊分の宿泊取消料のみとする。

ウ　宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ　宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9)　宿泊料金等の適用期間は、平成 31 年２月 12 日（火）15 時から平成 31 年２月 18 日（月）10 時までとする。

7　宿泊の申込み

(1)　宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX 又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあっては、第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会スキー競技実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2)　インターネット等による宿泊の申込みが、実施要領に定める宿泊申込期限までになかった場合は申込みを受け付けず、実施要項の定めにより大会への参加を認めないものとする。

8　宿泊の申込み変更及び取消し

(1)　大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

(2)　入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合はFAX 又は郵送により行うものとし、速やかに配宿センターに連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 又は郵送では到達した日時とする。

(3)　入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力発生は、当該申出のあった日時とする。

9　食事

(1)　大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2)　昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区　分	消費税	料　金
昼食弁当 （お茶を含む）	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10　スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

11　その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

５　輸送交通要項

１　目的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

３　輸送対策

(1)　全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。

なお、持込車両（バス・自家用車・レンタカー）を利用する場合は、駐車場確保の観点から、北海道実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

(2)　会場地における輸送

ア　大会参加者

（ア）　開始式・表彰式会場

原則として、最寄り駅から徒歩又はタクシーを利用する。

（イ）　競技会場周辺

会場周辺の最寄り駅･宿泊地等から各競技会場への輸送は､原則として大会参加者が輸送手段を確保する。ただし、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

（ウ）　各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ　一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。

ウ　その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関(鉄道、路線バス、タクシー等)を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

４　案内所の設置

北海道実行委員会及び札幌市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

５　交通安全対策

(1)　交通規制

ア　開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ　大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2)　持込車両（バス・自家用車･レンタカー）の利用

ア　大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、できる限り自粛すること。

イ　輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3)　駐車場

ア　各競技会場における駐車場は、北海道実行委員会又は札幌市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

　なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ　各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

６　その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

６　医療救護要項

１　目的

この要項は、第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員(以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

第 74 回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会札幌市実行委員会（以下「札幌市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

３　救護本部及び救護所の設置

(1)　医療救護業務を統括するために北海道実行委員会は救護本部を設置する。
(2)　開始式･表彰式会場（以下「式典会場」という。）には、必要に応じて救護所を設置する。
(3)　各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
(4)　救護所は、医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー等により、必要に応じた編成とする。
(5)　救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

４　医薬品及び救急自動車等の配備

(1)　救護所には、応急処置に必要な医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器)、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
(2)　救護所には、別途関係機関と協議のうえ、必要に応じて救急自動車等を配置する。

５　宿舎等における医療救護

(1)　宿舎等で負傷又は発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が、医療機関等へ連絡する。
(2)　練習中等で救護関係者がいない場所で、負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出る。

６　医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

７　業務の分担

北海道実行委員会及び札幌市実行委員会が行う業務及び分担は、次のとおりとする。

(1)　北海道実行委員会
　ア　医療救護業務統括
　イ　式典会場における医療救護
(2)　札幌市実行委員会
　競技会場及び宿舎における医療救護

８　その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

７　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第１条　天皇杯は、男女総合成績第１位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第３条　天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1)　信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3)　公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　本規程は、昭和 41 年 4 月　1 日制定
昭和 45 年 1 月 22 日一部改定
昭和 48 年 7 月 10 日一部改定
昭和 54 年 5 月　9 日一部改定
平成 17 年 6 月 16 日一部改定
平成 22 年 3 月 17 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

平成３０年４月　１日一部改定

８　国民体育大会会長トロフィー授与規程

第１条　国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第３条　大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1)　責任をもって保管する。

(2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3)　優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第１条第２項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4)　公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　本規程は、昭和 41 年 4 月　1 日制定

昭和 45 年 1 月 22 日一部改定

昭和 48 年 7 月 10 日一部改定

昭和 54 年 5 月　9 日一部改定

平成 17 年 6 月 16 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

平成３０年４月　１日一部改定

９　関係団体事務局一覧

団　体　名	所　在　地	TEL FAX
公益財団法人　日本スポーツ協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南 1 丁目 1-１ 岸記念体育会館内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁　競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人　全日本スキー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南 1 丁目 1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2315 03-3481-2318
公益財団法人　北海道体育協会	〒062-8572 札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1701 011-833-0705
公益財団法人　北海道スキー連盟	〒062-0905 札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1780 011-820-1781
第 74 回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会事務局	〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道環境生活部スポーツ局内	011-204-5209 011-232-8695
第 74 回国民体育大会冬季大会 北海道実行委員会スキー競技会事務局	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目ばらと北一条ビル 6 階　札幌市スポーツ局内	011-211-3044 011-211-3046
第 74 回国民体育大会冬季大会 スキー競技会札幌市実行委員会事務局		

＊一部抜粋

第 74 回国民体育大会冬季大会(北海道)実施要項の変更について

資料№4-2 参考

現行

［第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項］

１　競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日程 平成31年1月 30(水)	31(木)	平成31年2月 1(金)	2(土)	3(日)	会場	所在地
釧路市	開始式		午前◎					釧路市民文化会館	釧路市治水町 12-10
	表彰式						午後◎		
	スケート	スピード		○	○	○	○	釧路市柳町スピードスケート場	釧路市柳町 1-1
		フィギュア	○	○	○	午前○		釧路市春採アイスアリーナ	釧路市春採 7 丁目 1-5
		ショートトラック				午後○	○		
	アイスホッケー（成年・少年）		○	○	○	○	○	日本製紙アイスアリーナ（釧路アイスアリーナ）	釧路市鳥取大通 3 丁目 6-33
			○	○	○	○	○	釧路市柳町アイスホッケー場	釧路市柳町 1-1

〔2〕　アイスホッケー競技

４　競技上の規定及び競技方法

(5)　競技終了時に同点の場合

５分間のサドン・ヴィクトリー方式による３on３の延長戦を行う。なお、決しない場合は、３名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、１名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。

変更後

１　競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日程 平成31年1月 30(水)	31(木)	平成31年2月 1(金)	2(土)	3(日)	会場	所在地
釧路市	開始式		午前◎					コーチャンフォー釧路文化ホール（釧路市民文化会館）	釧路市治水町 12-10
	表彰式						午後◎		
	スケート	スピード		○	○	○	○	釧路市柳町スピードスケート場	釧路市柳町 1-1
		フィギュア	○	○	○	午前○		釧路市春採アイスアリーナ	釧路市春採 7 丁目 1-5
		ショートトラック				午後○	○		
	アイスホッケー（成年・少年）		○	○	○	○	○	日本製紙アイスアリーナ（釧路アイスアリーナ）	釧路市鳥取大通 3 丁目 6-33
			○	○	○	○	○	釧路市柳町アイスホッケー場	釧路市柳町 1-1

〔2〕　アイスホッケー競技

４　競技上の規定及び競技方法

(5)　競技終了時に同点の場合

５分間のサドン・ヴィクトリー方式による３on３の延長戦を行う。なお、決しない場合は、３名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、１名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。

４　式　典　次　第

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開始式

期　　日　平成 31 年 1 月 30 日（水）
場　　所　釧 路 市 民 文 化 会 館

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	９：３０
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	１０：００
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	１０：２５
4	歓　迎　ア　ト　ラ　ク　シ　ョ　ン	１０：３０
5	参　加　都　道　府　県　旗　入　場　・　選　手　団　紹　介	１０：５０
6	開　　式　　通　　告	１１：１５
7	競　　技　　会　　開　　始　　宣　　言	１１：１６
8	国　　旗　　儀　　礼	１１：１９
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	１１：２１
10	大　会　会　長　ト　ロ　フ　ィ　ー　返　還	１１：２３
11	日　本　ス　ポ　ー　ツ　協　会　あ　い　さ　つ	１１：２７
12	ス　ポ　ー　ツ　庁　あ　い　さ　つ	１１：３０
13	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	１１：３３
14	歓　　迎　　の　　こ　　と　　ば	１１：３６
15	選　　手　　代　　表　　宣　　誓	１１：４２
16	閉　　式　　通　　告	１１：４５
17	役　　員　　・　　選　　手　　団　　解　　散	１１：４６

４　式　典　次　第

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開始式

期　　日　平成 31 年 1 月 30 日（水）
場　　所　コーチャンフォー釧路文化ホール
（ 釧 路 市 民 文 化 会 館 ）

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	９：３０
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	１０：００
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	１０：２５
4	歓　迎　ア　ト　ラ　ク　シ　ョ　ン	１０：３０
5	参　加　都　道　府　県　旗　入　場　・　選　手　団　紹　介	１０：５０
6	開　　式　　通　　告	１１：１５
7	競　　技　　会　　開　　始　　宣　　言	１１：１６
8	国　　旗　　儀　　礼	１１：１９
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	１１：２１
10	大　会　会　長　ト　ロ　フ　ィ　ー　返　還	１１：２３
11	日　本　ス　ポ　ー　ツ　協　会　あ　い　さ　つ	１１：２７
12	ス　ポ　ー　ツ　庁　あ　い　さ　つ	１１：３０
13	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	１１：３３
14	歓　　迎　　の　　こ　　と　　ば	１１：３６
15	選　　手　　代　　表　　宣　　誓	１１：４２
16	閉　　式　　通　　告	１１：４５
17	役　　員　　・　　選　　手　　団　　解　　散	１１：４６

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表彰式

期　　日　平成 31 年２月３日（日）
場　　所　釧 路 市 民 文 化 会 館

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	１５：００
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	１５：３０
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	１５：５９
4	開　　式　　通　　告	１６：００
5	成　　績　　発　　表	１６：０１
6	ス　ケ　ー　ト　競　技　会　表　彰　状　授　与	１６：０９
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	１６：２５
8	アイスホッケー競技会表彰状授与	１６：２８
9	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー授与	１６：３６
10	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	１６：３９
11	会　場　地　あ　い　さ　つ	１６：４２
12	国　　旗　　儀　　礼	１６：４８
13	競　技　会　終　了　宣　言	１６：５０
14	閉　　式　　通　　告	１６：５１
15	役　員　・　選　手　団　解　散	１６：５２

【第 74 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表彰式

期　　日　平成 31 年２月３日（日）
場　　所　コーチャンフォー釧路文化ホール
（ 釧 路 市 民 文 化 会 館 ）

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	１５：００
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	１５：３０
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	１５：５９
4	開　　式　　通　　告	１６：００
5	成　　績　　発　　表	１６：０１
6	ス　ケ　ー　ト　競　技　会　表　彰　状　授　与	１６：０９
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	１６：２５
8	アイスホッケー競技会表彰状授与	１６：２８
9	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー授与	１６：３６
10	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	１６：３９
11	会　場　地　あ　い　さ　つ	１６：４２
12	国　　旗　　儀　　礼	１６：４８
13	競　技　会　終　了　宣　言	１６：５０
14	閉　　式　　通　　告	１６：５１
15	役　員　・　選　手　団　解　散	１６：５２

［第 74 回国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項］

24　リフト搭乗取扱い

(1)　次の者はリフト料金（ゴンドラを含む）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア　指定された ID カードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

（別表）リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（サッポロテイネの指定リフト・ゴンドラ）

対　象　者	平成 31 年２月
大会役員・競技会役員・競技役員・実施本部員・各都道府県本部役員・視察員・補助員・サービスマン・協力隊員・報道関係者	調整中
選　手	
監　督	
コーチ	

（注）　選手欄の無料対象（15 日から 17 日）は当日出場する者に限る。

種別ごとのリフト割引価格

調整中

24　リフト搭乗取扱い

(1)　次の者はリフト料金（ゴンドラを含む）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア　指定された ID カードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

（別表）リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（サッポロテイネの指定リフト・ゴンドラ）

対　象　者	平成 31 年２月					
	12 日（火）	13 日（水）	14 日（木）	15 日（金）	16 日（土）	17 日（日）
大会役員・競技会役員・競技役員・実施本部員・各都道府県本部役員・視察員・補助員・サービスマン・報道関係者	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選　手	割引	割引	割引	無料	無料	無料
				割引	割引	割引
監　督	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引	割引	割引	割引	割引	割引

（注）　選手欄の無料対象（15 日から 17 日）は当日出場する者に限る。

リフト割引価格

1 日券	選手・監督・コーチ	3,500 円

資料 No.4-3

第 74 回国民体育大会冬季大会（北海道） 参加章の意匠

１　デザイン

【表】

【裏】

２　規格

大きさ：直径 35㎜ 程度

厚　さ：1.5㎜ 程度

材　質：真ちゅう製

２　説明

大会のシンボルマークを中心に配置し、背景にアイヌ文様を施すことで、大会テーマの「イランカラプテくしろさっぽろ国体」にふさわしく、北海道らしさを表現したデザインとしています。